# 平成25年第4回 笠間市議会定例会会議録 第4号

平成25年12月17日 午前10時00分開議

| 111 | -    | 議   |    |
|-----|------|-----|----|
| 出   | 席    | 三幸  | 貝  |
| ш   | 1113 | ロナス | 一一 |

| 議  | ₽  | Ž  | 24 | 番 | 小廈 | 喜江        | _ | 三         | 君 |
|----|----|----|----|---|----|-----------|---|-----------|---|
| 副詞 | 義長 | Ē. | 9  | 番 | 藤  | 枝         |   | 浩         | 君 |
|    |    |    | 1  | 番 | 畑  | 畄         | 洋 | $\equiv$  | 君 |
|    |    |    | 2  | 番 | 橋  | 本         | 良 | _         | 君 |
|    |    |    | 3  | 番 | 小  | 磯         | 節 | 子         | 君 |
|    |    |    | 4  | 番 | 飯  | 田         | 正 | 憲         | 君 |
|    |    |    | 5  | 番 | 石  | 田         | 安 | 夫         | 君 |
|    |    |    | 6  | 番 | 鹿記 | は村        | 清 | _         | 君 |
|    |    |    | 7  | 番 | 蛯  | 澤         | 幸 | _         | 君 |
|    |    |    | 8  | 番 | 野  | П         |   | 圓         | 君 |
|    |    |    | 10 | 番 | 鈴  | 木         | 裕 | 士         | 君 |
|    |    |    | 11 | 番 | 鈴  | 木         | 貞 | 夫         | 君 |
|    |    |    | 12 | 番 | 西  | Щ         |   | 猛         | 君 |
|    |    |    | 13 | 番 | 石  | 松         | 俊 | 雄         | 君 |
|    |    |    | 14 | 番 | 海耄 | <b>芒澤</b> |   | 勝         | 君 |
|    |    |    | 15 | 番 | 萩  | 原         | 瑞 | 子         | 君 |
|    |    |    | 16 | 番 | 中  | 澤         |   | 猛         | 君 |
|    |    |    | 18 | 番 | 横  | 倉         | き | $\lambda$ | 君 |
|    |    |    | 19 | 番 | 町  | 田         | 征 | 久         | 君 |
|    |    |    | 20 | 番 | 大  | 関         | 久 | 義         | 君 |
|    |    |    | 21 | 番 | 市  | 村         | 博 | 之         | 君 |
|    |    |    | 22 | 番 | 柴  | 沼         |   | 広         | 君 |
|    |    |    | 23 | 番 | 石  | 﨑         | 勝 | 三         | 君 |

欠 席 議 員

なし

出 席 説 明 者

市 長 山口伸樹君

市 長 久須美 忍 君 副 教 育 長 飯 島 勇 君 市 長 公 長 深 澤 悌 君 室 務 部 長 阿久津 英 君 総 治 民 生 活 部 坂 浩 君 市 長 小 福 祉 部 長 小松崎 栄 君 保 健 衛 生 部 長 安 見 和 行 君 業 経 済 部 長 神 保 徳 君 産 都 市 建 設 部 長 竹 Ш 洋 君 下水道部 孝 上 長 藤 田 幸 君 市立病院事務局長 君 打 越 勝 利 教 育 次 長 塙 栄 君 消 防 長 小 森 清 君 管 会 計 理 者 髙 安 行 男 君 支 笠 間 所 長 飯 村 茂 君 岩 間 支 長 海老沢 所 耕 市 君 齢 福 祉 課 中 沢 英 夫 君 高齢福祉課長補佐 長谷川 康 子 君 社会福祉課長 藤 枝 文 君 泰 社会福祉課長補佐 原 修 君 萩 子ども福祉課長 中 村 男 君 子ども福祉課長補佐 鷹 松 丈 人 君 博 君 商工観光課長 清 水 商工観光課長補佐 木 君 鈴 武 市民活動課長 内 克 之 君 桶 洋 市民活動課長補佐 尚 野 子 君 企 画 政 策 課 長 男 橋 本 正 君 企画政策課長補佐 藤 弘 君 後 樹 まちづくり推進課長 中 村 公 彦 君 まちづくり推進課長補佐 辺 光 君 渡 司 三 経営管理課長補佐 次 登 君 都市計画課長 青 木 理 重 君 都市計画課長補佐 安 達 正 君 理 課 長 鯉 渕 賢 治 君 理 課 長 補 佐 代 泰 英 君 田

 環境保全課長
 笹/間
 宏君

 環境保全課長補佐
 青木秀夫君

 財政課長
 塩畑正志君

 契約検査室長
 久野 穣君

# 出席議会事務局職員

 議会事務局長
 伊勢山
 正

 議会事務局次長
 石上節子

 次長補佐飛田信一

 係長瀧本新一

# 議事日程第4号

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日 (火曜日) 午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

# 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

#### 開議の宣告

○議長(小薗江一三君) 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付した資料のとおりであります。

# 議事日程の報告

○議長(小薗江一三君) 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといた

します。

これより議事日程に入ります。

# 会議録署名議員の指名について

○議長(小薗江一三君) 日程第1、会議録署名議員を指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番鈴木貞夫君、12番西山 猛君を 指名いたします。

#### 一般質問

○議長(小薗江一三君) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を続けます。

8番野口 圓君の発言を許可いたします。

**〇8番(野口 圓君)** 8番野口 圓でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。なお、私の一般質問は一問一答式で行います。よろしく前向きなお答えをお願いいたしたいと思います。

今非常に大きな、世の中の流れが速くなっておりまして、さまざまな新しい課題がどん どん生まれております。今回は三つの問題を取り上げました。

- 一つは、地域福祉支援体制、要するに介護、高齢者の問題でございます。
- 2点目は、児童虐待について、ドメスティックバイオレンスですね。
- 3点目は、自殺者についてお伺いしたいと思います。

まず、地域福祉の支援体制についてお伺いしたいと思います。

日本は2006年から人口が減り始めました。2012年には団塊の世代が労働市場から引退しました。「統計かさま」によりますと、65歳以上の高齢者が占める割合は、2010年には24%、2015年には28%、2020年には32%、2025年には34%となると載っております。現在は4人に1人が高齢者でありますが、2024年には3人に1人が高齢者になるという超高齢化社会に入ります。医療、介護を中心に、新しい地域福祉像を示して、それに対応して乗り切っていかなければなりません。

我が笠間市でも、第2次地域福祉計画がことし3月に策定されました。この計画では、 全体を大きくとらえて今後の方向性は示しておりますが、具体的な部分が省略されており ます。中身が見えません。方向性としては、全ての人が安心して暮らせる地域社会の実現 であり、施設介護から在宅介護への転換であることを示しております。

介護保険制度も同じく家族介護の社会化を目指しておるものであります。日本経済新聞が2010年5月に行った調査、「理想のついの住みか」についてで、現在の自分の自宅で最期を終わらせたいという希望が50.2%、家族や親族が住む家でということが12.2%、高齢者

向け賃貸住宅が16.1%、特別養護老人ホームが11.9%、その他が9.6%という結果が出ております。要するに、家族に見守られて看取ってもらいたいと思われている方が6割ちょっといらっしゃるということですね。

しかし、特別養護老人ホームの入居待機者が42万人に上るという報告がされました。どうしてこのようなギャップが生まれてくるのかと考えますと、在宅を支える医療介護、看護と介護のサポートが十分に行われてないため、本人の希望ではなく、家族の思い、とても私たちでは介護はできないという思いで申し込みがなされ、特養待機に流れているのが現状だと思います。

地域から孤立する高齢者がふえる中で、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくり や、在宅で安心して暮らすことのできる仕組みづくりは、地域福祉社会の喫緊の要請であ ります。以下、質問を行います。

笠間市には地域包括支援センターは何カ所設置されておるでしょうか。また、何人そこ に勤められておるでしょうか。

〇議長(小薗江一三君) 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長(小松崎栄一君) それでは、ただいまのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

笠間市の地域包括支援センターにつきましては、高齢福祉課内に直営の地域包括支援センターとして1カ所設置し、10名体制で現在事務を実施しているところです。

また、生活権益を考慮いたしまして、旧3地区のそれぞれの社会福祉協議会に地域包括 支援センターの相談窓口を設けております。

また、各支所福祉課においても相談を受け付けているという状況になっております。以上です。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** 地域包括支援センターを中心とした地域見守りネットワークの強化についてお伺いしたい。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 地域見守りネットワークの強化ということでございますけれども、実は今年度は新たに医療、保健、福祉、それから警察や消防など関係機関と連携をいたしました地域包括ケアシステムネットワーク体制を構築をし、高齢者それから障害者など支援の必要な方に対する見守りの強化を行っているところでございます。

そのほか郵便局、それから金融機関、新聞販売店など、市内を事業区域としている41事業所と今年度やはり高齢者とそのほか支援が必要な方々の日常の安全を確保するため、見守り協定を締結をいたしたところです。

事業所の通常業務の中で、単身高齢者などの異変に気づいたときに、地域包括支援セン

ターに連絡をしていただきまして、早期に対応できる体制を整備したところでございます。 また、家庭訪問による実態把握等によりまして、見守りが必要と思われる方に対しましては、在宅ケアチームを構築しまして、ここの見守り体制を充実をしているところでございます。

さらに、救急隊が緊急活動に必要と判断した場合に活用できるように、親族の連絡先、 それからかかりつけ医などが即わかるような救急医療情報キット作成を進めているという 状況になっております。以上です。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- ○8番(野口 圓君) 大分複合的な対策取られていらっしゃるので、今までは地域包括 支援センターというのは介護予防プランの作成が主な業務だったと思うんですけれども、 高齢者の総合相談窓口として全体で10名ということですか。それとも新センターは10名、 それから友部、岩間、笠間に窓口を設けている、窓口には何名配置されているか。それら の人員体制の見直しや広報活動も強化が必要と考えますけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 現在の地域包括支援センター、主任介護支援専門員、それから社会福祉士、保健師など10名で運営しているところですけれども、各支所の福祉課の職員が窓口対応をしていますし、社会福祉協議会においてはそれぞれの窓口対応をしているというとこで、人数はその支所の人数ということでご理解をいただければと思います。

もともと3地区にあったということで、3地区をそれぞれに同じ人数で対応していたということから、効率性を求めまして、ことし1カ所にしたということでございます。

それから、平成24年度、年間4,321件の要支援の認定を受けた方の介護予防プランを作成しているというところでございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- ○8番(野口 圓君) ありがとうございます。

④2025年には団塊の世代が75歳を超える年を迎えます。そして3人に1人が高齢者という時代になりますが、24時間対応の在宅介護、在宅看護ができる地域包括ケアシステムの確立を目指していらっしゃると思いますが、支援センターも各支所に窓口業務を置くだけでなく、支援センターそのものも各支所に置くほどの住民の中に入っていく必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 2025年問題というのは大変大きな問題だというふうに認識 しておりますけれども、地域の特性、実情にあわせた地域包括ケアシステムの構築を現在 進めているというところで、身近な地域で支援のため各地区で相談窓口を設置し、相談支 援体制を整備していくというところでございます。

3地区それぞれに、地区の規模も違いますし、面積それから人口等それぞれ違っており

ましたので、やはり効率性を求めるという意味から、1カ所にして効率的な運営をしたほうが好ましいだろうということで、今回1カ所にしたところです。

そもそもこの地域包括支援センターの設置は、中学校に1カ所ぐらいが適当だろうというふうに言われていましたけれども、それについては、相談支援が30分以内で対応できる規模ということで、中学校に1カ所というような、国の方では位置づけをしたということもありますし、笠間市内においてはここ1カ所でも十分30分以内で対応ができるということで、そういう体制を整えたところです。以上です。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **〇8番(野口 圓君)** 1番目の最後の高齢者の見守り等は先ほどのご説明でよくわかりましたが、あと外出とか、買い物などの生活支援サービスについてはいかがでしょうか。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 見守りについては、先ほど申し上げましたように、地域ケアシステムネットワーク体制の構築などによりまして、見守り支援体制を整えてきたところですけれども、確かに外出、買い物などの生活支援については、介護保険制度のホームヘルパーの利用、それから今社会福祉協議会で有償で行っております在宅福祉サービスセンター事業、また、シルバー人材センターなどの生活支援などを利用することができますので、そういう利用について進めていきたいなというふうに思っております。以上です。
- 〇議長(小薗江一三君) 野口さん。
- **○8番(野口 圓君)** それらのホームヘルパーとか、シルバーとか、それらは個々に、それぞれで活動しているということですよね。支援センターなり何なりに寄せられた窓口で、そこから何らかのそういう指示というか、協力をお願いするというふうになっていますか。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 包括支援センターは相談の窓口ということになっておりますので、そういう相談があれば、当然そういう制度もありますよという紹介をいたしまして、そういう利用をお願いしているというところです。
- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- ○8番(野口 圓君) 1番の包括支援センターの質問は終わります。
  - 2番目のその他の支援体制についてお伺いしたいと思います。

小規模多機能居宅介護や小規模特養夜間対応型訪問介護などの地域密着サービスの取り 組みについて、現在の状況と今後の課題についてお伺いしたいと思います。

- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 地域密着型の介護サービスにつきましては、住みなれた地域での生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスで、 笠間市内では小規模多機能型居宅介護については3事業所、認知症対応型通所介護につい

ては2事業所、そしてグループ保護といわれておりますけれども、認知症対応型共同生活 介護が8事業所によりサービスが提供されているという状況でございます。

さらに、27年3月に完成を予定しております特別養護老人ホームにつきましては、定期 巡回随時対応型訪問介護・看護サービスの提供をお願いしているというところでございま す。

しかし、この24時間対応型については、全国的にもサービスは人口が多く効率的な巡回が可能な都市部では広がりはあるんですが、地方ではやはり夜間のスタッフの確保、それから広範囲に利用者が点在している現状、家族介護が重要な役割を担っているという地域の特性などによりまして、利用希望者が少ないなどの点から、事業を維持できるほどの需要が見込めないで開設を見合わせる事業所があるのが現状でありまして、実施している自治体は全国でも約1割程度になっているというのが状況となっております。

また、今後の課題といたしましては、27年度の制度改正によりまして、予防給付の地域 支援事業移行を見据えまして、新たな介護予防事業を構築していくことが必要となってお りますが、これらの事業につきましては、26年度に策定をいたします第6期の高齢者福祉 計画、介護保険事業計画の中で十分検討していきたいというふうに考えております。以上 です。

- 〇議長(小蘭江一三君) 野口君。
- **〇8番(野口 圓君)** 地域のその次、2番目に入りますが、地域の在宅医療を支えている訪問看護ステーション、訪問介護ステーションの取り組みについてお伺いしたい。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- **〇福祉部長(小松崎栄一君)** 在宅医療の推進とともに、医療ニーズの高い利用者が年々増加しているのが現況だというふうに認識しております。

市内には訪問看護事業所が五つあります。それから訪問看護ステーション、訪問介護ステーションのサービスについては、民間事業者が行うことでありますけれども、在宅での看取りなどの増加に伴いまして、その重要性が高まってきているということでございます。

市におきましては、事業所が適切なサービスを行うよう指導するとともに、専門職員の 相談に対応するなどの支援体制の整備を図っていきたいというふうに考えております。以 上です。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **〇8番(野口 圓君)** 笠間の市立病院で訪問医療を行っているというふうに伺っていますが、その訪問医療の範囲、旧友部だけなのか、それとも笠間市全域にわたっているのか、 笠間市全域に対応できるのかということをお伺いしたい。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 笠間市市立病院で現在行っている訪問診療についてですが、 訪問診療の範囲につきましては現在65名の訪問患者として登録されておりますが、常勤医

師が3名で、月に12回から13回、患者それぞれのお住まいの地区について訪問診療を行っており、平成24年度の訪問延べ件数は622件となっております。

また、訪問エリアにつきましては、笠間市全域ということで対応しているところでございます。以上です。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** この能力というんですかね、キャパシティー、今現在65名の方の、要するに訪問医療を行なわれているということですが、現在の体制のままで何名ぐらいまで伸ばせるかとか、そういうのはわかりますかね。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○8番(野口 圓君) わからなければいいです。
- ○議長(小薗江一三君) どっちが答えるんだ。病院か、はい。そこで、自席でいいですから。市立病院事務局長打越勝利君。
- **〇市立病院事務局長(打越勝利君)** 今のご質問の答弁させていただきます。

ご質問の方の答弁になりますが、現在65名という形になっておりますが、今現在医師が3名という形ですが、最高であれば100名までいきたいなというところがあるんですが、現在は外来と、あとは政策医療の予防接種等、あとは健康診断等という形で、そのほかの仕事も従事しておりますので、現在はいっても80名程度であろうかと予測しております。以上でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** わかりました。現実に介護、看護の仕事というのは非常に体力のいる、そして時間の長い仕事でございますので、なかなか定住率が悪いということで、なり手が少ないという問題があります。

長期的な需要と供給を描いて、計画的に人材育成に取り組む、そういう点はいかがでしょうか。

- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 介護それから看護の関係専門職の人材育成については、県やそれぞれ各種学校などで実際行っているところでございますけれども、安定した就業支援のために研修会などを通じまして、スタッフの質の向上を図るとともに、それぞれに抱えている困難ケースの支援とか、医療機関との連携などの評価を図ることによりまして、離職することなく長期間働ける地域環境、それらを整えてまいりたいと考えているところですが、人材の確保ができることで介護サービスが適切に利用され、高齢者が地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、今後とも進めていきたいなというふうに思っております。以上です。
- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- ○8番(野口 圓君) 介護のスタッフの手取りが少ないということで、国も何回か、そ

ういう手当が、実質的に受け取れる手当がきちっと支払われるように、何回か手当てしていきましたけれども、やっぱり人材育成は、一つは皆さんこういう非常に志の高いものをもってこういう仕事に就かれている方が多いんですけれども、なかなか現状ハードであったり、体力が続かなかったり、また、給料が安くて結婚ができないというような問題を抱えていらして離職率が高いということを聞いております。

給料の面できちっとした手当てをしてあげられるような制度設計をしないと、相変わら ず離職率が高いということになると思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 確かにおっしゃるとおりかもしれませんけれども、市としてできる範囲というものは当然あるわけですので、市としては、それらいろいろな相談体制を整えまして、働きやすい環境ができるような体制づくりに努めていきたいというふうに思っております。

賃金とかそういう部分については、それぞれの事業所の範囲だというふうに認識しておりますので、何か問題があったときにそれを受け入れられる相談支援体制の構築を市としては進めていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** その他の支援体制ですけれども、在宅介護を支えるのは医療と介護だけでなくて、地域ぐるみで高齢者を支えていく体制づくりが求められております。現実にはそれがまだ実っていません。

そこで、団塊の世代が大量に高齢者になってきておりますけれども、元気な高齢者が地域の高齢者の手助けをするサポーター登録はお考えになっているでしょうか。団塊の世代の人たちを地域福祉の戦力とすることがキーポイントではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- **〇福祉部長(小松崎栄一君)** 高齢化がどんどん進む中で、地域で活躍していただける元気な高齢者も当然増加してくるというふうに思っております。

地域でのリーダーを養成するためには、現在行っておりますのは認知症サポーター講座ですとか、スクエアステップのリーダー養成講座などを通じて、地域の活動を支えてくれる人材の育成を行っているというところでございます。

そのほか、ボランティア活動を推進しながら、身近な地域での活力を最大限に活用できるような体制づくりを今後進めていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **〇8番(野口 圓君)** 地域の協力体制をいただくということですね。ボランティアポイントというのが笠間でも取り上げられておりますけれども、今現在のボランティアポイント制度の現状と課題についてお伺いしたいと思います。

- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 今ご質問のとおり、笠間市におきましては、協働のまちづくりを進めるに当たりまして、市民活動に対しての新たな価値を付加し流通をさせることによりまして、参加機会や新たな人材の掘り起し、継続的な市民活動への支援、それから活動のやりがいや楽しみなどを創出するために、平成25年4月から地域ポイント制度を導入しているというところでございます。

市民の皆さんが行う公共的な活動や社会貢献活動に対しましてポイントを付与しておりまして、ポイントは記念品の交換や行政の身近な事業、または団体等の事業支援に寄附することで、地域の中で還元され、参加者の活力になるということになっております。

今後も参加する方や、それから事業の増加が求められていると思いますので、それらに ついて推進していきたいというふうに考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **〇8番(野口 圓君)** インセンティブの部分がちょっとよくわからなかったんですけれども、記念品ですか。あと、身近な役所の行う事業に参加させるということですか。そこら辺もうちょっと詳しくお願いしたい。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) ポイントにつきましては、記念品の交換、それから行政の 身近な事業、また団体等への事業支援に寄附するということで地域の中で還元されていく というふうに考えております。
- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **〇8番(野口 圓君)** わかりました。個人的にボランティアをやって、自分がためたポイントで、自分がボランティアを受けるというようなあれではないということですね。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 以前にはそういう制度も実際ありました。実際、自分がボランティア活動をして、それを預託をしておいて、それが必要になったときに自分が支援を受けるような制度が以前はありましたけれども、現在行っているのは、あくまでもポイントとして付与されたものについて、記念品を交換したり、それを地域の中に還元していくというような制度ということになっております。
- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- ○8番(野口 圓君) 次の問題に入ります。

高齢者の自身の問題として、自分自身の健康管理、体力の維持、生きがい、友好の場というのが非常に大切になってきます。以前、介護施設に勤務されている方から聞いたお話ですけれども、多人数の高齢者を少ないスタッフで見守らなければならない施設ではどうしても事故とかそういった危険が伴いますので、寝たきりにさせてしまったり、車いすで座りきりにさせてしまうことが多いと。

本当だったら、軽い運動をしたり、自分にあった運動をして体力の維持を図り、元気な体で、心で過ごしていくのがベストなんですけれども、施設の見守る人たちの労力を削減するために寝たきりや座りきりにさせられるというのが現状ですよという話を聞きました。

これは事業所の方からすれば、安全性の確保ということが考えられるんでしょうが、高齢者の側からすると、これ、暴力ですね。非常な暴力だというふうに私は考えます。

そこで、高齢者が自分の体力を維持して、安心して散歩できる、または楽しく運動ができる施設はこの笠間にどれぐらいあるでしょうか。また、そういうような施設を新たに整備していく計画はあるかお伺いしたい。

## 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。

○福祉部長(小松崎栄一君) 安心して運動、そういうものができる施設ということでございますけれども、笠間市には現在各地に公民館、それから市民体育館とかそういうものもございますし、グラウンド等も整備をされているところですが、そのほかにも関連しましては、いこいの家はなさか、ゆかいふれあいセンターなど既存の施設の有効活用によりまして、高齢者が集い、運動などを行っているというような状況になっております。

そのほか、今後の新たな整備ということについてですが、ご承知のように、友部と岩間 地区に予定をされております地域交流センターについても、その施設の中で地域の方が活動できるスペースの確保が検討されているというところでございます。

それから、安心して散歩できるコースといたしましては、現在5カ所のヘルスロードを 利用することができますし、今後新たに市街地のコースを申請し、身近な場所での健康づ くりの推進を図っているということでございます。

それと、笠間市では、高齢者向けにシルバーリハビリ体操ですとか、それからスクエアステップ体操ですとか、そういうのを多くの方に参加をしていただいて、今普及活動をしているところですので、そういう中にも参加をしていただければというふうに思っております。以上です。

#### 〇議長(小薗江一三君) 野口君。

**○8番(野口 圓君)** わかりました。高齢者が楽しく日々を送れるような、そういう施設が充実していくことを望みます。

ひとり暮らしの高齢者がふえておりますけれども、安否確認は先ほどお話ししていただいた見守りの部分のところで同じ質問になると思いますので、省略します。

次に、民生委員さんの問題だよね。

現在、笠間市の民生委員、児童委員は151人というふうに伺っておりますが、人口を151で割ると1人の民生委員が担当する人数はおおむね500人程度になります。これらの民生委員の方々がひとり暮らしの高齢者の安否やドメスティックバイオレンスによる児童虐待や生活保護世帯の見守り等を抱えていらっしゃいます。非常に仕事量が多いですよね。

民生委員法という法律がありまして、13条、14条、15条のところに、どういうふうに載

っているかというと、ちょっと読ませてもらいます。

14条、民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 1、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 2、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 3、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 4、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 5、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、社会福祉事務所、その他の関係行政機関 の業務に協力すること。

大きな2番が、民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて住民の福祉の増進を 図るための活動を行うという、非常に範囲の広いことが載っておりまして、本当にこんな たくさんのことができるのかという内容でございます。

余りにも業務の範囲が広すぎることで、実質何もできなくなってしまうのではないかという懸念もあるんですね。この業務を軽減するような、もしくは分割するようなことは考えていらっしゃるかどうかお伺いします。

#### 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。

○福祉部長(小松崎栄一君) 民生委員につきましては、社会奉仕の精神を持って地域住民の相談に応じ、支援が必要な者に対して援助を行うなど、社会福祉増進のために活動しておりまして、その配置基準につきましては、人口10万人未満の市については、120世帯から280世帯ごとに1名というのが基準ということになっております。

笠間市では、この12月1日に新たな民生委員として151名の方を委嘱したところでございますけれども、笠間市におきましては、民生委員1人当たり平均いたしまして199世帯を担当しておりまして、そのほかにも世帯数ばかりではなくて、地区の人口、それから面積とか、地理的条件、世帯構成の累計等を総合的に判断しまして、住民に対するサービスが適正に行われるよう現在の定数としているところでございます。

ご質問のように、今後ますます要支援者の増加が見込まれているところですが、民生委員の負担軽減については、先ほど来申し上げましたように、地域包括支援センターや、それから市内を事業区域としている事業者の協力によります見守り活動を得ながら、見守り体制の軽減を図っていきたいというふうに考えております。

それから、高齢者、それから障害者等の災害時避難行動要支援者、先の大震災にもかなり話題になりましたけれども、これらに対する支援につきましても、民生委員の業務の分割、軽減を図るために、自主防災組織、それから地域住民、またボランティア団体等の協力を得ながら、日ごろからの見守り体制及び災害時の安否確認、避難体制等の整備を進め

ていかなければならないというふうに考えているところでございます。以上です。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** 民生委員の方がもっと仕事量を何というんですか、今おっしゃったのは、見守り体制は何らかの形で別の組織で軽減できるというお話でしたよね。行政がもっと支援して、もっと仕事量を明確にして、分割して、軽減して、仕組みを強化して活動しやすい環境整備をする必要があるというふうに私は思っているんですけれども、そこら辺はいかがでしょう。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 確かに仕事量がどんどんふえている段階で、それらを民生 委員ひとりにお願いするという、とてもそんなことはできるわけではありませんので、そ れの受け皿として行政とか社会福祉協議会とか、そういうところで相談を受けまして、そ ちらの方で対応できる部分につきましては、当然そちらの対応をしながら負担軽減を図っていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** わかりました。何らかの法改正なり何なりが必要なのかなという ふうに思います。

大きな1番は終わりです。

2番目に児童虐待についてお伺いします。

今日本は新たな社会問題がさまざまな形で顕在化しております。今回取り上げるのは児 童虐待の問題と自殺の問題でございます。

2009年度のデータですけれども、全国201カ所の児童相談所に持ち込まれた児童虐待の相談件数は前年比3.6%増の4万4,210件、19年連続でふえております。2011年度では6万件を超えました。21年連続で増加しております。2011年のデータでは4歳未満の児童の死亡例が80%を占めています。

児童虐待で何が一番優先されるかというと、虐待を受けている子ども、とりわけ4歳児 未満の子どもを一刻も早く救い出すことだというふうに私は考えます。児童虐待の現場に おきまして生命を最優先する創意工夫が求められているというふうに考えます。

そこで質問申し上げます。

笠間市においては、児童虐待の相談、何件ぐらい報告されているでしょうか。

- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 児童虐待と申し上げますと、大きく4点で区分をされておりますが、身体的虐待、養育放棄いわゆるネグレクト、性的虐待と心的虐待と4区分で整理されておりますけれども、本市における件数につきましては、平成22年度で41件、23年度で36件、24年度には23件報告をされておりまして、25年度、本年度につきましては11月までに28件報告をされております。以上です。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** そういうような相談を受けられて、笠間市としてはどのような対応をされているか伺いたいと思います。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 虐待の対応といたしましては、特に早期発見というのが大変重要でありますが、その防止策としまして、育児の孤立化それから育児不安の解消というのが必要であります。

本市におきましては、保健師によりまして、全戸訪問を行って、育児相談それから育児 指導を行う、それからその事業の乳児家庭全戸訪問事業を実施しておりまして、そのほか 子育て支援センターにおける親同士の情報交換、それから指導員による育児相談、それか ら笠間市には家庭児童相談員が家庭児童相談室を設置しておりまして、そこで子育て相談 などを受けることを実施しております。

さらに虐待の疑いがあると気づいた人がすぐに児童相談所、それから警察、市担当課に通報できるような周知体制を行っており、通報を受けた後は、直ちに児童相談所、警察、教育委員会、福祉部などで組織いたします要保護児童対策地域協議会という組織がございますので、それを開催しまして、早急な救助活動を実施しているという状況になっております。以上です。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **〇8番(野口 圓君)** 多分、先ほど全戸訪問されているというのは就学前の子どものことかなと思うんですけれども、そうですよね。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) これについては乳児ということで考えております。結局、 育児の不安については、やはり新しくお子さんを持たれた方がやっぱり大きいというふう に考えておりますので、乳児の家庭全戸訪問事業として実施をしているというところでご ざいます。
- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- ○8番(野口 圓君) 非常にすばらしい対応をされていると思います。

乳児、そしてその次が未就学児、五、六歳までですね、それから小学校の児童という区分けがされるんですけれども、乳児に関してはそれでいいと思うんですけれども、未就学児、それから小学校児童はそれぞれ幼稚園、それから保健センターまたは小学校がそれぞれ受け入れているわけですから、そういうところできちっとした見守り体制をつくれるようにならないでしょうか。

- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- **〇福祉部長(小松崎栄一君)** 要保護児童地域対策協議会ということ、先ほど申し上げましたけれども、いろいろな問題ケースがあった場合には、それぞれにそこの場で、個別ケ

ースについてもケース検討会議というのがございまして、そこでみんなで協議をして適切な対応ができるような仕組みづくりをしておりますので、いろいろな相談、確かに幼稚園、保育所、それから学校で、特に問題がある場合についてはそういうところに持ち込まれる場合もありますし、あとは家庭児童相談員の方に相談として持ち込まれる場合もありますし、その中でそれぞれの関係機関で対応しているというところでございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** 適宜対応ということだと思うんですけれども、事件が起きてからではおそいので、本当を言えばセンターというとおかしいけど、情報管理をする部分がきちっと明確にされていた方がいいかなというふうに思うんですけれどもね。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) ちょっと足らなかったかもしれませんけれども、その情報を管理する、子どものいろいろな問題については子ども福祉課が担当しておりまして、家庭児童相談所とともに子ども福祉課でそれらの情報を集めながら対応しているというところです。
- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** わかりました。あと、どうしてもこの虐待防止というのは後手に 回りがちなもので、そういったセンターで子どもの例えば体重ですとか、体の傷ですとか、 そういったものをきちっと管理できていれば、後手にならないで、先手が打てるかどうか わからないけれども、ピタッと対応できるかなと思うんですがね。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) そのとおりだと思っています。特に医療機関、医療機関に 受診した場合に、ドクターのほうでチェックをして、ちょっと変なところに傷があるとか、 そういう場合についても通報が来るようになっておりますので、そういう体制で進めてい るというところです。
- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** わかりました。あと 1 点、児童相談所の役割のことでちょっと提案があるんですけれども、今は児童虐待防止法で介入的機能、介入というのは親子を引き離すことですね、それからケースワーク機能、ケースワークというのは要するに親を例えば指導したり、なだめたりという作業なんですけれども、この二つの相反したことを一つの児童相談所に任せているというのは、ここに矛盾している役割を同じところに任せているというふうに考えられるですけれども、二つの機能は全然別個の問題ね。子どもの身の安全を図るために親から子どもを引き離すという行為と、その親が示している行動は、本当に子どものためにも社会のためにも大変な罪悪なんですよと教えて親を指導する行為というのは全然別個の仕事なんだよね。これを一つの事業所に任せているというのが無理があるのではないかというふうに考えるんですが、いかがでしょう。

- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 個別いろいろなケースがあることも事実です。やはり育児放棄、先ほど申し上げましたけれども、現在育児放棄、ネグレクトの問題ケースが実はすごく多くなっておりまして、育児ができないという者については、一時的な親子関係引き離して、それぞれに見守るという、いずれにしても、親子が一緒に暮らすのが普通の姿ですので、やはりそういう姿に持っていけるように、児童相談所の方も体制づくりをしておりますし、一時的には引き離すとしても、やはり育児ができるような指導体制を整えながら、最終的には一緒に生活できるようなことでもっていけるような形で今進めているというふうに児童相談所の方の体制はそういうふうに聞いております。
- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **〇8番(野口 圓君)** 児童虐待のことはここでいったん終わりにします。

3点目の自殺者についてなんですが、例年警察庁の発表で、日本の自殺をする方の人数は3万人ぐらいというふうに聞いておりましたけれども、そのほかに毎年変死者、変わった死亡者、変死者が15万人いるんですね。

日本では自殺者かどうか判断する基準が遺書があるかないかというのが大きなポイント になっていまして、遺書がない場合は変死というふうに扱われていると。

世界保健機構WHOというのが、日本の変死者のうちの15万人のうちの半分は自殺者であるというふうに見て、日本の自殺者は11万人というふうに発表しております。11万人というと、今まで3万人で随分多いなと思っていたのが一挙に1けたかわっちゃいまして、11万人。見方によっては、18万人、変死者と自殺者と合計した人数が全部自殺ではないかという見方もあります。これは異常事態だと思いますね。

特に日本の自殺者の特徴は若者の自殺が多いということ。これらの自殺の原因は、健康問題、中でもうつ病が最も多い。しかもうつ病それ自体が年々ふえております。2009年の推定値で250万人に上るといわれております。

笠間市での自殺者、変死者はどのくらいになるかお伺いしたい。

- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 私の方で申し上げられるのはあくまでも国の方で示された 自殺者としての数ということでご理解いただきたいと思いますが、前年比、全国では24年 に前年比2,793人減の2万7,858人となって、平成9年以来15年ぶりに3万人を下回ったと いうふうにいわれております。

内閣府の自殺対策推進室は、国や自治体で進められてきたうつ病患者や多重債務者への 自殺予防策が一定の成果を上げたと分析しているところと聞いております。

笠間市の自殺者数でございますけれども、これについては茨城県保健福祉統計年報によりますと、平成21年が27人、22年が21人、23年が18人、平成24年につきましては、これは警察庁の統計になりますが、16人となっておりまして、年々減少はしているという状況に

はなっております。以上です。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** 減少しているということ、すばらしいですね。人数を伺ったわけだけど、パーセンテージは出ていますかね。割合。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- **〇福祉部長(小松崎栄一君)** 申しわけありません、率は全体の人口からの率ということになるかと思うんですが、率については特別用意してはございませんので、申しわけありません。
- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** あとですね、うつ病と推定されている人数というのはおわかりになりますか。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) うつ病につきましては、各保健センターにおきまして、これはうつ症状を含めた心の相談ということで随時対応しているところですが、うつに関する相談件数といたしましては、平成24年度で19件、25年度は現時点で20件ということになっております。以上です。
- 〇議長(小蘭江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** 相談窓口を設けて、そこに相談されて心の相談室やっているということなんですけれども、うつ病とか不安障害の対応をどのようにとっているかお伺いしたい。
- 〇議長(小蘭江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) うつの原因はさまざまであるというふうに思っておりますが、電話相談、それから面接、家庭訪問等を通して、家族の悩みを聞きながら原因や課題などを整理をしては、県の相談機関それから医療機関等々と連携を図りながら対応しているというところでございます。

笠間市においてはこころの医療センターがございますので、こころの医療センターと市の福祉保健部門等の担当者が定期的に地域連携会議を開催しておりまして、医療機関への受診が必要な方や受診希望の方に対しましては、こころの医療センターのケースワーカーに相談しやすく、そして市の保健福祉サービスも利用しやすい体制を構築しているというところでございます。以上です。

- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- ○8番(野口 圓君) うつ病や不安障害の対応力を向上する研修などは行っていらっしゃるか。あと、認知行動療法というのは非常に成果が高いということで認められまして、2010年の診療報酬の改定で健康保険の適用がされるようになりました。この認知行動療法を行える医師は笠間市に、また県に何人かいらっしゃるかお伺いしたいんですけれども。

- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) 医療の部分については私ども承知しておりませんし、個々の医療センターの方でそれらに対応していただくということで、そちらの方に市としては紹介するような形で進めているというところでございます。以上です。
- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** あとですね、本人が自覚して具合が悪かったり、うつ病であるというふうに自覚している方はいいんですけれども、自覚されてない方が私はたくさんいるんじゃないかなというふうに思うのね。通院が困難であったり、うつ病でありながら未治療の方、そういう方を訪問支援することできめ細かな回復への道筋を提供する必要があるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はいかがでしょう。
- 〇議長(小薗江一三君) 福祉部長。
- ○福祉部長(小松崎栄一君) これについては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、やはり家族からいろいろな相談があるわけですけれども、その際には家族の悩みをまず聞きながら、訪問してできるだけ本人と面接をしながら、それらの課題等を整理しながら、医療機関それから県の相談機関と連携して進めていくということで現在行っているところでございます。かなり保健部門、それから福祉部門も含めて、それらについては現在も行っているというところでございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 野口君。
- **○8番(野口 圓君)** おおむね非常に良好なお答えをいただきました。笠間市の福祉行政が非常に健全であるというふうには思いましたけれども、まだまだ課題もたくさんあるというふうに受けとめました。これから本当に超高齢化社会に入ります。ですから皆さん方の対応、また努力が形になるかならないかがこれからの勝負でございますので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。
- ○議長(小薗江一三君) 野口 圓君の質問を終わります。 ここで休憩をいたします。11時10分より再開いたします。

午前10時58分休憩

午前11時11分再開

- O議長(小薗江一三君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
  - 4番飯田正憲君の発言を許可いたします。
- **〇4番(飯田正憲君)** 4番市政会の飯田正憲でございます。議長の許しをいただきましたので、これより一般質問いたします。今回は一問一答式でやりますので、初めての経験でふなれなところでございますが、一生懸命やります。

今回の質問は大きく分けて二つになります。

一つ目は、旧石岡採石場跡地埋め立てについて、二つ目は廃食油の再生利用のメリット

についてお伺いします。

旧石岡採石場埋立地について、この埋立地はかなり歴史が古いものでございます。その中で現在の職員は1人もいないと思います。土地の買収から始まったのが大体昭和三十八、九年のころ、そして本格的に砕石を採取始まったのが昭和四十二年か三年でございます。これ、本来は執行部からの方の説明でいただければいいんですが、この資料は多分余り持っていないと思いますので、特別サービス、私の方からさせていただきます。

株式会社東京キャッスルは昭和43年7月25日に石岡採石工業株式会社として設立され、 砕石を採っておりましたが、昭和53年ごろに隣接地の共有地の買収ができず、休止状態に 至った。

その後、昭和63年6月29日に称号を変更いたしまして、株式会社キャッスルゴルフリンクスという称号でゴルフ場の開発計画されましたが、着手に至らなかった。その後平成元年に東京キャッスルがこの法人を買い取ってゴルフ場計画を進めたが、許可を得ることができず、平成3年3月30日でこの事業、ゴルフ場計画を打ち切りました。

東京キャッスルは砕石地跡地を放置したため、平成14年に茨城県商工労働部より採石法第33条の17に基づき、災害防止命令が出されました。

平成14年から平成20年の2月までに、災害防止計画書に基づく埋め戻し開始に当たり、 事前事業業務、地元の7集落の地元説明会と、水利組合の同意、進入路などを行ってきま した。

平成20年3月に、災害防止埋め立て戻しに対する工事着工の承認を受け、現在埋め戻し 工事を行っております。埋め戻し残土の受け入れは株式会社東京キャッスルであり、埋め 戻し場所は東京キャッスル所有地約18万平米の埋め戻し、残土の搬入管理は東京キャッス ル関連会社である株式会社石岡リーバースが行政指導に基づいて実行しております。

埋め立て面積の数量は、当初は105万立米という大きな大量の埋め立ての用地の計画でございます。

そこで、質問に入らせていただきます。

- (1)の採石場進入路について。①国道355号からの進入路は狭い道路になるので、どのような指導しているのかお伺いしたいです。一つ目。
- 〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

O産業経済部長(神保一徳君) 飯田議員のただいまのご質問にお答えを申し上げます。 ご質問の道路は国道355号線から旧石岡採石場への進入路の部分と、それに続きます市道 2級16号線のことかと思われます。

国道355号線からの取りつけの部分は砕石の採取をしていた時代に事業者が自社で購入 をしたものでございまして、現在でも私道となっているものであります。

それに続く笠間の市道につきましては、平成25年10月に道路使用協議書で市と事業者と

の間で協議をいたしまして、市道通行上の注意事項といたしまして、安全運転の遂行、通 行に当たり他者を優先すること、また、通学路の運行に当たっては、学童の通学時間帯は できる限り自粛をすることを確認をしているところでございます。

また、事業者からは、地元の住民の方と地元の小中学生に対しましても回覧や文書で搬入路のお知らせについて行っておるというふうに聞いております。以上でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- ○4番 (飯田正憲君) この入り口は非常に交通量が多いところであり、今説明にあったように、学校の通学路にもなっております。そこは非常に交通事故が多いところで、以前にも死亡事故などがあり、非常に危険な入り口であり、そこにきて1日100台以上からの大型ダンプが入るということになると、特に注意しなければならないと思います。答えはそれで、今のでいいです。
- (2)搬入残土について。①11月18日の全員協議会後、9名の議員が現地を視察したが、搬入土を見ただけではどういうものが入っているかわからないので、分析などはしているかどうかちょっとお伺いしたいんですが、いかがなものでしょうか。
- 〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長。
- **○産業経済部長(神保一徳君)** ただいまの搬入路についてのご質問についてお答えいた します。

現在、県において承認をされております平成25年10月16日付の旧石岡採石場の埋め戻し計画に基づきまして、埋め戻しを行っている土砂は、国、環境省が定めております基準であります「土壌の汚染に係る環境基準について」というものの付表に定める方法により計量した地質分析をしておるものでございます。

また、地質分析結果証明書が添付された埋め戻し計画書が県に提出されております。

さらに、この搬入土が約20万立米ございますが、これは東京都千代田区大手町の市街地 再開発事業の1カ所から搬入される計画でございまして、発生場所の土の深さごとに分析 を行っているものでございます。

また、実際こちらに持って来て埋め戻した土につきましても、茨城県から出されております「採石場埋め戻しに係る指針」というのがございまして、これによりまして地元住民及び県の立会いのもと、資料を採取をいたしまして、半年、6カ月ごとに土壌検査及び水質検査を行い、実績報告をすることとなっております。以上でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **○4番(飯田正憲君)** 残土という言葉が私たちにとってはどうしてもいいイメージがなく、以前笠間市内で埋め立てしたところの残土のイメージがどうしても頭に浮かんでしまうので、そのためにも市がよく目配りしていただき、また、土壌分析などを今しているということでございますが、6カ月に1度ですか、その土壌分析をした品目、大体何品目ぐらい土壌分析の中でするのか、教えていただければ助かります。

- 〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長。
- **○産業経済部長(神保一徳君)** 品目でございますが、26品目を検査しております。以上でございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **○4番(飯田正憲君)** 26品目検査という報告がありましたが、分析した項目などが一般の市民または我々に公表していただけるか、またしていただければ、すごく市民も安心するのではないかと思いますので、できれば公表していただければ助かります。いかがでしょうか。
- 〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長。
- **○産業経済部長(神保一徳君)** 議員がおっしゃるように、そのような方向でしたいと思います。以上でございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **〇4番(飯田正憲君)** (3) 現在たまっている池の水処理について。①調整池をもう1カ所つくるという会社側の説明を受けたが、いつごろまでにできるのかお伺いしたいです。
- 〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長。
- **○産業経済部長(神保一徳君)** 新たにつくられる調整池の整備についてでございます。 現在5,000立米の調整池を予定しておりまして、時期につきましては、地形の関係で今設計 を変更しているところと聞いておりますが、平成26年3月中には完成予定ということで聞 いてございます。以上でございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **〇4番(飯田正憲君)** 先ほどの質問と大体同じようなものなんですが、水質の方も分析 はしていると思うんですが、これはどのくらいの数字で分析していますか。
- 〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長。
- **○産業経済部長(神保一徳君)** 済みません、ただいま議員からご質問いただきました水質の検査をしておりますが、細部といいますか、どういった分析をしているかというところまでは手元にデータございません。申しわけございません。以上でございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- ○4番(飯田正憲君) できれば後でいただきたいと思います。

なぜ今水質の分析についてお伺いしたかということは、沢から流れている川の水を一般の農家さんが水田に利用しているもので、非常に重金属とか有害物質とか水質的なものがあれば、米をつくる生産に対して心配でございます。農家さんも安心して、こういう分析数値だから心配ないですよということで数字を出してやれば、米つくってもおいしい米つくれるところでございますので、そういうことで質問したので、後でできれば数字など、数字など公表できるのでしょうか。はい、お願いします。

続いて、(4) 大型ダンプの通行について。1日100台の大型ダンプが出入りするので、

道路が壊れてしまうと思うんですが、どのような指導をしているのかお伺いしたいです。

- 〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長。
- **○産業経済部長(神保一徳君)** 道路の損傷についてでございますけれども、先ほど答弁 しました道路使用協議書に基づきまして、運搬に起因して道路の損傷が認められる場合に つきましては、道路法22条により事業者の負担とすることができるというふうにしており ます。この条文で対応するということでございます。以上でございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 飯田さん。
- **○4番(飯田正憲君)** この道路は、利用しているのは採石場の埋め立てに入る大型ダンプ、車両だけじゃなくて、一般の車両もかなり多く通行しております。どうしても旧八郷町の方に行くのにはこの道路を利用する、確かにバイパスも岩間や細谷にもできたんですが、そこから入るのが非常に多いので、すごく道路が壊れたときなどは事故のないようにしてもらいたいと思います。それを強く業者さんの方に言っていただきたいと思います。
- (5)搬入された残土が集中豪雨や台風などの大雨で流出する恐れがあります。それについてお伺いしたいんですが、①搬入残土は水分を多く含むと流失しやすくて、埋め立て場所が平地より高いところに山になっているので、そのときの対応策などをお伺いいたします。
- 〇議長(小蘭江一三君) 産業経済部長。
- **○産業経済部長(神保-徳君)** 埋め戻しをする土砂につきましては、安定している採石場の低い場所、現在池になっている部分でございますが、ここに搬入をいたします。

また、搬入箇所の堀下がりが今現在約35メートル、うち水深が約12メートルでございまして、最近の現地の雨量で最大約1メートルの増水は認められたところですが、これにつきましては、自然沈殿とヒューム管を通じた場内処理、沈殿池、調整池等ございます、これにて対処いたしますので、流出に危険というのは少ないかと思われます。以上でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **○4番(飯田正憲君)** 幸いにして笠間市においては大きな自然災害の発生などなく、生活していくのにはすごく住みよい街であります。他県によっては、毎年のように大雨によって山崩れや土砂崩れ災害が数多く見られるので、砕石山埋め戻しのした後、大雨によって災害が出たら大変なことになってしまうので、しっかり対策をしていただきたいと思います。また、その対策方法をお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長。
- **○産業経済部長(神保一徳君)** 対策方法につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、自然沈殿というのもございますし、ヒューム管通して適切に排水処理を行いということで対応できるということで聞いてございますので、そういった対応をしているということでございます。以上でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **○4番(飯田正憲君)** この埋め戻し終わったら、最終的には大手メーカーさんが太陽光発電をつくる計画があるという話が出ていますので、太陽光発電するときにはただ低いところを埋めるだけじゃなくて、全体的に平らにしてつくるんじゃないかと思います。そのときの法面が今言った大雨とか、それによって流れ出したり、そういう災害が出たら大変だから今質問しているんですが、この前ちょっと見て来たんですが、やっぱり法面をつくっている状態でございます。だからその辺のところを市側ももっと安全対策ということを、なぜ今強く求めているのは、この採石場をつくるときには、ある地域が賛成側と反対側で一つの地域が二つに完全に分離した大きな問題があった時期があるんです。今もちょっとまだその残りがあるようでございますが、そういう災害が出て、またそういう問題が発生すると、なかなか住民に迷惑をかけるので、市側は会社に対して強くそういうところは要求しておいてください。お願いいたします。
- (6)として、採石場の埋め戻しの計画の変更について、平成20年9月29日に埋め戻しの承認がされている。また、されているのに、平成22年6月28日の2回目の埋め戻しの申請、承認について、お伺いいたします。
- 〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長。
- **○産業経済部長(神保一徳君)** ただいま議員のご指摘のございました、まず平成20年9月29日の埋戻しの承認、これにつきましては、県の資料に基づきまして、埋め戻し工事実施会社として、県内入札Aクラス以上の土木関連企業を選定したものでございまして、県内のみの残土埋め立て土砂として使用することとしてきたものでございます。
- 一方、平成22年6月28日の埋め戻し承認につきましては、県内に条件を満たす残土が極めて少ないという事情がございまして、埋め立て実績が進まないということでございますので、追加措置といたしまして、第三種建設発生量以上の優良な県外残土を埋め立て土砂として使用して、速やかに災害防止埋め戻し工事を完了させるために、地元説明会を経まして県外埋め戻し残土を持ち込めることとしたものと認識をしております。以上でございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **○4番(飯田正憲君)** やっぱり当初はそういう県内残土で埋めるという計画であるという報告でございますが、もともと茨城県内で105万立米という初めの計画が、それだけの土がないのに、なぜそういう計画書を出したかというのは、私も不思議に思うんですが、我々なら事業計画というものはあり、そのためにも当初からそういう変更しないで当初のあれで大体やっていくのが本来なんだろうと思うんですが、土がないということでこういう2回目の申請したということでございますので、それは承認いたしました。これに対しましては、旧石岡採石場跡地埋め立てについては、これで終了させていただきます。
- 〇議長(小蘭江一三君) 飯田君。

- **〇4番(飯田正憲君)** 2問目の質問をいたします。廃食油の再利用のメリットについて お伺いいたします。
  - (1) 回収先と利用先の調整についてお伺いいたします。
- ○議長(小薗江一三君) 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長(小坂 浩君) 4番飯田議員の質問にお答えいたします。

廃食油の回収先と利用先の調整ということでございますが、今までの状況を含めて説明 したいと思います。

廃食油の再生利用についてのご質問でございますが、廃食油の利活用については、笠間 市総合計画後期基本計画の環境保全、公害防止の項目で、地球温暖化対策の推進、環境負 荷の少ないエネルギー利用の促進として、また、笠間市環境基本計画においても循環型社 会の項目に該当するもので、再生可能エネルギーとして活用策の検討を進めております。

今回の廃食油の再生活用策は、多様な団体が連携し、廃食油の回収や利活用の仕組みづくりを行い、廃食油の有効利用を図るため、重油の代替エネルギーであるバイオ重油としてボイラー用燃料に利用するもので、市の役割としては、廃食油の回収システムの構築と回収の啓発、それにバイオ重油における給付金付き商品化を目指すものであります。

廃食油の回収先と利用先の調整については、まず廃食油を確保するに当たり、実態を把握するため、本年7月に市内飲食業事業所の一部にアンケート調査を実施し、また市内食品スーパー等に聞き取り調査を行いました。

アンケート調査では、市内103の事業所から回答をいただきました。そのうち60の事業所が廃食油を排出しており、その約半数の33の事業所が回収に取り組んでいました。今後NPO法人等による有料での回収に協力したいと回答いただいた事業所は41箇所であり、既に半数以上が回収に取り組んでいる中、廃棄処分にしている廃食油の売却を希望している事業所も多く、回収の呼びかけを強化することで回収量の増加が見込まれております。

また、利用先の状況については、ボイラーを利用する事業所数は少ない状況でしたが、 多量の重油を使う事業所では、経費負担が大きいことから、今後バイオ重油が重油より安 価で安定供給ができれば燃料経費削減につながることから関心は高くなっております。

現在、市内では学校給食で出される廃食油の約8割を回収し、バイオ重油に活用しております。

しかし、廃食油回収については、一般家庭への呼びかけや地域での取り組みはほとんど 行ってないのが現状であります。このことから一般家庭の廃食油の回収については、地域 ポイント制度を活用して、エコポイントを付与して個別回収の実施に向け、検討を行って おります。

また、地域の団体や子ども会などが実施している資源物回収の取り組みの一環として廃 食油の回収を行っていきたいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **○4番(飯田正憲君)** 進行状況はわかりましたが、バイオ重油調査のテストですか、今 現在どの程度進んでいるのか。この予定表を見ると、約5カ月間も経過しておりますね。 かなりもう進んでいるのかなと思いますが、ちょっとお伺いいたします。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** バイオ重油の調査テストの進捗状況ということでございますが、今年度の茨城大学工学部における産学連携による研究開発補助事業の採択を受けて、4月からいこいの家はなさかでボイラー2基のうち、1基をバイオ重油を利用しての燃焼試験を行っております。

この試験では、バイオ重油の燃焼効率等の検証を行い、バイオ重油の特性を見きわめ、 普及促進ができる安定的な燃料としてのバイオ重油の開発を行うため、3月まで試験を予 定しております。

この燃焼試験期間中に、市内の介護施設、あるいはゴルフ場などのボイラー設置事業者 や、イチゴ、花などのハウス栽培農家に視察していただくことでバイオ重油の認知度を上 げていきたいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **〇4番(飯田正憲君)** バイオ重油のテストということで、これからまだ質問あるんですが、バイオ重油というのは熱量そのものはどのくらいの容量なんですか。わかりませんか。 テストしているんだからわかるでしょう。
- ○議長(小薗江一三君) 市民活動課長内桶克之君。
- ○市民活動課長(内桶克之君) 今燃焼テストで行っております項目の中には燃焼の効率性というところもあります。それで、A重油、重油と比べての対比をしておりますが、ほとんど変わらないという燃焼率を今経過をしております。

今後、燃焼に当たっては、点火の時点が何度になるのかというところが一番大事なものですから、繰り返し安定的な供給ができるかどうかを探っているところでございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- 〇4番(飯田正憲君) わかりました。
- (3) 茨城大学の調査についてということで、まだ10月~12月までの2カ月足らずですが、ただ2カ月も計画そのものというのはきちんと計画に入っているもので、どの程度進んでいるのか教えていただければ助かります。
- ○議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(小坂 浩君) 茨城大学の調査についてのご質問ですが、11月にバイオ 重油燃焼試験の中間報告がありました。今回の調査では、バイオ重油がバイオマス燃料と しての妥当性と評価を行うもので、バイオ重油の燃焼特性や環境性能としての排出ガス組 成の測定、環境負荷評価として二酸化炭素排出量の算出などの調査を行っております。

今のところ、従来の重油と比較して大きな課題や問題点は見いだされておりませんが、 各評価項目も順調に推移しております。 3 月までさらに調査を続け、バイオ重油の燃焼特性を見きわめてまいりたいと思います。

- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **〇4番(飯田正憲君)** 中間報告ではかなりのよい重油ということで、この計画そのものもすばらしい計画でございますが、もう少し続けてしたいと思います。
- (4)の精製装置設計製作について。①どの程度の施設、設備のプラントなのか。来年度の事業であるが、おおよそ計画は立っているのかお伺いいたします。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** 精製装置設計製作についてでございますが、現在はなさかに提供しておりますバイオ重油は、県内の常陸太田市内にある試験精製プラントから運ばれており、精製量は1日1,000リットル未満の施設となっております。

この施設はNPOと連携している企業が所有しております。来年度は本格事業化に向けたプラント製作を進める計画ですが、県補助金と自社費用で建設する計画で、市の負担は考えておりません。

新たなプラント製作につきましては、県から、ものづくり中小企業小規模事業者試作開発支援補助金、補助率3分の2になっておりますが、その補助1,000万を受けての1日2,000リットル精製できる施設を新設し、来年4月から本格稼働を計画しております。

市としましては、来年度の計画について、現在のところ具体的な計画は立っておりませんが、はなさかでの本格導入を目指すとともに、ハウス栽培などの農業施設の活用を試み、さらには廃食油の回収について家庭や地域での取り組みに力を入れてまいりたいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- 〇4番(飯田正憲君) 市の方では負担しないという、事業計画だけで、これはNPOとか、農協、民間団体も大変だと思いますが、1,000万の施設で1日2,000リッターの重油を精製できるという、1,000万ぐらいの設備で、お伺いします。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民活動課長。
- ○市民活動課長(内桶克之君) 現在、施設建設を進めているこの施設につきましては、1,500万程度ということでございまして、県からの補助金が1,000万、自社が500万ということで、3分の2の補助をもらって進めておるところでございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **〇4番(飯田正憲君)** 結構施設そのものは安くできるんですね。やっぱりどんどん進めた方がいいと思います。わかりました。

それでは、(5)再生利用のメリットと廃食油の回収について。現在、年間このやつを見ると、800リッターしか回収できないが、どのような方法で15万5,200リッターを回収する

のかお伺いいたします。

- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(小坂 浩君) 再生利用のメリットと廃食油の回収についてのご質問ですが、まず、再生利用のメリットですが、重油を使用するよりも二酸化炭素が大幅に削減でき、重油に比べバイオ重油の価格は安く、廃食油の回収、精製、販売の過程で雇用の創出ができる点でございます。

また、販売価格に寄附を付加することで新たな市の財源を生み出し、環境活動やNPO 活動を支援することも検討しております。

さらに、廃食油の回収システムを構築することで、市民への循環型社会の意識を育てる ことができるものと考えております。

次に、15万5,200リットル不足しているこの回収についてでございますが、市役所窓口への持ち込みも行い、学校給食の一部の廃食油についてもNPOの回収を始めたところでございますが、回収量は不足しております。NPOによる積極的な事業所の廃食油回収に加え、大規模事業所であるショッピングセンターや生活協同組合などへ働きかけ、さらには一般家庭から効率的に回収できる仕組みが重要となっているところですが、将来的には笠間市に隣接する周辺自治体の事業者も巻き込んで回収を求めることと考えております。

- 〇議長(小蘭江一三君) 飯田君。
- **〇4番(飯田正憲君)** 部長、15万5,200リッターというのはどのくらいの数量だかわかります。回収先の給食センターとか、学校とか、市立病院とか、スーパーマーケットとか、飲食店、総菜屋、病院、介護施設など書いてありますが、15万5,200リッターというのはどのくらいの量だかわかっているの。お伺いします。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** これは年間でございまして、どのぐらいの数量かと言われましても、数字的にそういうことでございまして、あくまでも年間と考えております。
- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **〇4番(飯田正憲君)** なぜこれを聞いているのは、800リッターしか今まで集まらなかったのに、何でこの15万5,200リッターというのが集まるか。800リッターというのはドラム缶で何本なのよ。4本だろう。15万5.200リッターというと何本になるのよ。ちょっと計算してちょうだいよ。
- ○議長(小薗江一三君) 市民活動課長。
- **〇市民活動課長(内桶克之君)** この話は、はなさかでの使う量が12万4,000リットル年間使っているということでございまして、それを精製するのに15万5,000という数字が出てきているものでございます。

今現在、800というのは、市に持ち込まれる量が800ということで、これを回収するに当たってもうちょっと力を入れていきたいと。

学校給食が今1万5,000から6,000の回収で年間動いております。大型ショッピング店を 入れても、なかなかそこに届かないということもありますので、将来的な回収につきましては、周辺自治体の事業所または一般家庭も含めて回収していくということで計画しています。

今現在提供されているものは、実際に廃食油を使って回収されたものを買って使っているという現状でございますので、なるべくその物をこちらで集めて回収して使っていくという方針でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **○4番(飯田正憲君)** なぜここをしつこく聞いているのかというのは、結局、NPOとか行政と入っているんですが、行政自体が全然補助しないと言ったよね。農協さんとか組合さん、一生懸命やっている方々の姿勢というんですか、これはこの15万、年間でも15万5,200リッター集めるには大変なエネルギー必要だと思うんですよ。そのために市側が全然負担しないということになれば、負担しないとなれば、負担しなくちゃならないね、市はね、補助金とか何かもね。これだけの事業を仕掛けたら、やっぱりもっと協力して、要するに完遂するような形にしてもらいたいという、私らはそういう考えがあるもので、それで数字的に追いかけているんですが、そこらのところもう1度。
- ○議長(小薗江一三君) 市民活動課長。
- **〇市民活動課長(内桶克之君)** この事業につきましては、それぞれの役割分担をしてやるということでございまして、プラントの製作については、企業の役割分担のところで助成金をいただくものはいただいてやるということで、市からのお金はないですけれども、国のお金を県が通じていただくということになっております。

また、事業の拡大については、今後の施設運営につきましては、再生エネルギーというところでの国の交付金なども受けられますので、そういう情報を企業に流しながら拡大をしていくということになると思います。

また、回収の点につきましては、市がそこの役割を担うということで、市民の啓発、それと事業所への巻き込みですね、そこを力を入れていくというのが市の役割でございますので、その役割分担の中でしっかりと運営していくということで考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- **〇4番(飯田正憲君)** この件はいいでしょう。後でゆっくりお伺いします。

6番目なんですが、精製率80%、15万6,000リッターの回収廃食油について、12万4,800 リッターの製品化についてですよね。この20%の3万1,200リッターの残り物の処分の方法 などをちょっとお伺いしたいんですが、処分の方法と処分量。

- ○議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** 3万1,200リットル等の処分ということですが、現在はそこまでは排出しておりませんので、現在のところは牧場を経営している畜産農家に無料で

引き取っていただいているところでありまして、量がふえればまた別途対策を考えなけれ ばならないと考えております。

- 〇議長(小蘭江一三君) 飯田君。
- **〇4番(飯田正憲君)** これはいつまでやっても進まないから、7番に入ります。

7番、以前バイオディーゼル燃料として公用車に使用するということで新聞などで発表 されたことありますよね。それをなぜ今回はバイオ重油にしたのか、そこらのところをち ょっとお伺いいたします。

- ○議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** 以前にバイオディーゼル燃料を公用車にという話があっ たのを取りやめにしたということですが、これは平成20年度に市が協力して民間事業者が 公用車を利用して実証実験を行いました。

その後、民間事業者からバイオディーゼル燃料事業への参画の要請があり、庁内で検討、 審議を重ねた結果、事業化に向けた組織体制や事業の採算性、市の責任のあり方など課題 があり、平成22年9月に事業参画は難しいと判断しました。

バイオディーゼル燃料は精製過程で添加物が発生することから、その処分に費用がかか り、また公用車等に限定したディーゼルエンジンの車両のみが対象となります。

今回のバイオ重油につきましては、添加物の発生が少なく、廃食油の80%を活用できる ことから、再生効率がよいエネルギーであり、その用途はボイラー燃料として自治体に限 らず、民間施設の利用は可能となっております。

今回の廃食油の活用策は、昨年度NPO法人が新しい公共の取り組みとして、行政だけ でなく、NPO、企業、市民等が積極的に公共的なサービスの担い手となって役割分担し て行う事業として提案されたものです。

何度も申し上げているんですが、市は回収システムの構築や回収の啓発に取り組んでい きます。NPO、民間企業はバイオ重油の精製や提供を行い、事業者にバイオ重油という 商品を販売することで、寄附金の創出を目指すという点がこの事業の特徴でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 飯田君。
- ○4番(飯田正憲君) この事業は非常にすばらしい事業なもので、事業の計画で終わら ず、環境活動事業やNPO法人の財になるように、市の方も一生懸命努力していただいて、 後期計画の環境基本法が完成するようお願いいたします。絵に描いたもちにならないよう に。

これで私質問は終わります。ありがとうございました。

○議長(小薗江一三君) 飯田正憲君の質問を終わります。 ここで休憩をいたします。午後1時より再開いたします。

午前11時58分休憩

#### 午後 1時00分再開

○議長(小薗江一三君) 今期定例会より一問一答方式を取り入れておりますが、その際 参考にさせていただきました取手市議会倉持議長さんが本日傍聴にお見えになっておりま す。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、産業経済部長より発言が求められておりますので、許可いたします。産業経済 部長。

- **○産業経済部長(神保一徳君)** 先ほど午前中の飯田議員の一般質問におきまして、採石場跡地の土壌分析と水質分析の項目数についてお尋ねがございまして、先ほど土壌分析については26区分、水質分析につきましてはデータがございませんというふうにお答えしましたが、土壌分析については26区分で間違いございませんが、水質分析につきましては42区分について調査を実施しておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。
- **〇議長(小薗江一三君)** それでは、20番大関久義君の発言を許可いたします。
- **○20番(大関久義君)** 20番大関久義です。これより一般質問を行います。質問は一問 一答方式で行いますので、執行部の答弁よろしくお願いいたします。

今回は先の11月18日の議会全員協議会にて示されて報告説明がありました笠間市総合計画3カ年実施計画の中から、後期基本計画期間の重点視点に対応した計画の中から何点かを質問をいたします。

まず最初に、3カ年実施計画(平成26年度から平成28年度)の中で後期計画に掲げた「健康都市づくり」「防災力向上」「地域の活性化」の三つの重点施策について、代表的な事業をお伺いいたします。平成26年度の主な事業を含めましてのご答弁をお願いいたします。三つの重点視点の中から、それぞれの重点項目をお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(小薗江一三君) 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

**〇市長公室長(深澤悌二君)** 20番大関久義君のご質問にお答え申し上げます。

平成26年度から平成28年度の3カ年実施計画の中の後期基本計画に掲げた三つの重点視点にかかわる取り組みについて、平成26年度に予定されている代表的な事業についてご説明申し上げます。

まず、一つ目の健康都市づくりでございますが、本市では世界保健機関が提唱する健康都市の理念を踏まえ、市民と行政が一体となって健康都市かさまの構築を目指すことを宣言し、その実現に向けた取り組みを展開しております。

平成26年度の主な事業で代表的なものは、健全な食生活を実践するための健康づくり推進事業、生活習慣病予防の地域の健康づくり事業、介護予防支援事業、また、健康づくり

を側面から支えるものとして、地域交流センター整備事業や市立病院整備事業でございます。

二つ目の防災力向上でございますが、東日本大震災を教訓として災害対応力の向上を図り、災害に強い街の実現を目指すために、平成26年度の事業で代表的なものは、自主防災組織育成事業や幹線道路整備事業、市街地浸水対策事業、また、小中学校施設環境改善事業でございます。

三つ目に、地域の活性化でございますが、人口減少や少子高齢化、市街地の空洞化や耕作放棄地の増加などさまざまな課題が顕在化している中で、平成26年度は市街地のにぎわいをつくりだすために、市街地活性化の推進を重点施策とし、駅周辺活性化プラン推進事業や笠間稲荷周辺まちづくり事業を進めてまいります。

その他、コミュニティー助成事業、食と農のチャレンジ事業や地域おこし協力隊事業、 恋人の聖地整備関連事業などを展開してまいります。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **〇20番(大関久義君)** ありがとうございました。市長公室部局では全体の掌握であろうと思われます重点施策、各分野での主な事業の説明をいただきましたので、重点施策についての質問は終わり、次の質問に入ります。

それでは、三つの重点施策の中から、地域の活性化の推進事業についての質問をいたします。

最初に、笠間稲荷周辺まちづくり推進事業についてでありますが、笠間市総合計画3カ年実施計画の中では、「笠間稲荷周辺の活性化を図るため、笠間への観光客の宿泊や食の提供を担い、古くから観光笠間の顔であった大型宿泊施設の再生と日動美術館や大石邸など歴史文化の拠点の整備を推進する」と目標を掲げられております。

ここで示されている大型宿泊施設とは旧井筒屋跡地のことであると思います。井筒屋の跡地はことしの2月、3社によるプロポーザルの中から水戸の業者が最適任者であると選定をされ、決まっているところであります。私たち議会側も現地を視察し、現状を案内され、説明を受けてまいりました。

3カ年実施計画の中では、来年度の予算が2億4,000万、平成27年度では7,800万円の予算が見込まれておりますが、今年度について、2月に選定されて、今12月であります。10カ月たっておりますが、まだ形が見えてこない。どのような進捗状況であったのか、まずこのことに関してお伺いをいたします。選定、決定後から順を追って経過をお伺いいたします。

〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

**〇都市建設部長(竹川洋一君)** それでは、20番大関議員のご質問にお答えをいたします。 まず初めに、現状までの状況でございますけれども、旧井筒屋につきましては、平成24 年4月に市に所有権を移し、平成25年2月の施設運営事業者選定検討委員会で優先的に事業交渉を行う事業者として株式会社ステノに決定をしたところでございます。

その後3月に、総務省所管の地域経済循環創造事業の採択を受けまして、整備方針及び 手法について事業者と協議を行ってきたところでございますが、現在は事業者側が整備に かかわる資金計画や事業内容の精査をしているところでございます。以上でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **○20番(大関久義君)** 10カ月の間の中で事業者と協議をしてきた、資金についてどうのこうのという話が今部長の方からございましたが、選定をした中ではその業者がやれるという形の中で3社の中から1社を選定したと思われます。業者との契約はどのようになっているのかお伺いいたします。
- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- ○都市建設部長(竹川洋一君) ただいまの業者との契約はどうなっているのかのご質問でございますけれども、ステノに関しましては、選定委員会が笠間市に有益な事業提案をした事業者として優先的に事業交渉を行う事業者として選定いたしまて、事業提案を採用する旨の通知をしております。

また、ステノを運営事業者として選定したものではないため、契約の締結などは行って おりません。

なお、事業開始時期を約束するものといたしまして、募集要項には事業者の決定後、2 年以内に事業を開始すると要件としていたので、実施時期は担保されているものと考えて おります。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **〇20番(大関久義君)** 先ほど部長の答弁の中に、総務省からの補助金の話がちらっと 出ましたけれども、我々のところにも、事業者に対して、笠間市ではなくて事業者に対し て5,000万円の補助金、助成金というのかな、補助金というのかな、そういうものが出てお るぞというようなことが新聞報道でもなされ、また我々にもそういうことを知らされてお ります。

この補助金の性質上、事業者が例えば今年度中に事業を行わなかった場合には、この5,000万円の行方はどうなるのかお伺いしたいと思います。それと、事業者が2年以内に事業を行うということであるということであれば、なぜ5,000万円の補助金の申請をしたのか、その整合性についてお伺いいたします。

- ○議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- ○都市建設部長(竹川洋一君) ただいまの質問の5,000万の補助金についてでございますけれども、総務省所管によります地域経済循環創造事業交付金につきましては、地域資源を生かした先進的事業に対しまして経費の助成をするものであります。今回の事業に対してもことし3月に5,000万が交付されることで決定がされております。市といたしましても、

この交付金を有効活用した整備を事業者と協議を行っているところでございます。

この交付金でございますけれども、繰り越し事業でもあるため、今年度中に事業の認定、 交付決定が必要なわけであります。事業者は資金計画を含めた事業内容を早急に確定させ る必要がございます。

なお、年度内に内容を確定できない場合には、市として交付するわけにはいきませんので、この補助金は返還の手続をしなければならない状況でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **○20番(大関久義君)** わかりました。いずれにしても事業者にとって5,000万円は事業 主の方に出される補助金でありますので、これらは有効に活用していただきたい、そして 市が掲げたにぎわいの創出を取り戻したいと。

前の井筒屋を取得するときに、3,000万円で取得するというような形のときにも、どうして今あの土地が必要なんだということで、質問を以前にも私しております。そのときにはやはり笠間の顔としてあの建物は残していきたい、そしてまた、市の方で補助をしながらあの施設を利用した何かをつくっていきたいというようなもので答弁があったと思います。

そして新聞の報道によりますと、温泉を掘って、そしてあそこで宿泊施設をやっていき たいんだというような報道もされております、事実。それらについてはどのぐらい事業者 からの話、いわゆる事業者との協議はされているのか重ねてお伺いします。

- ○議長(小薗江一三君) まちづくり推進課長中村公彦君。
- **○まちづくり推進課長(中村公彦君)** 事業者との協議でございますけれども、温泉施設につきましては、株式会社ステノさんの方で温泉掘削の調査を実施してございまして、県の方に温泉掘削の協議の許可の方は申請しているところでございます。ただし、温泉掘削につきまして、費用の関係等もございまして、現在事業者の方で検討しているというような状況になってございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **〇20番(大関久義君)** この5,000万円をむだにしたくないという思いはだれも同じだと思うですけれども、それには事業内の事業のものが必要だということでの答弁がありましたが、年度内に事業のそういう見込みがどれぐらいあるのかお尋ねします。
- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- ○都市建設部長(竹川洋一君) 年度内の事業が完了するのかとご質問でございますけれども、事業予算では平成27年度でほぼ終わるのかというようなご質問もございますけれども……失礼しました。井筒屋周辺の整備については、事業計画に基づく基本設計等をしまして、1月中には設計というか、基本計画ができる予定になってございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **O20番(大関久義君)** わかりました。井筒屋周辺地域の土地についてお尋ねしたいと思います。井筒屋の周辺の土地、いわゆる市の方で取得した土地、それから市の方で借り

る土地、そういうものを合わせて整備面積が3,720平米というようにお伺いをしております。 周辺散策路の整備面積3,720平米について、今後どのようにしていくのかお伺いをいたしま す。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- ○都市建設部長(竹川洋一君) 井筒屋周辺の地域の整備でございますけれども、佐白公園、大石邸跡、井筒屋を結ぶ歴史的な文化を生かした整備を進めることが災害時の拠点整備を図るために散策路整備を計画をしております。これらの周辺用地につきましては、既に市の用地としまして取得をしております。

ただし、井筒屋用地につきましては、一部借用しているところもございまして、笠間稲荷門前通りから井筒屋を経由いたしまして、大石邸跡や竹の小径を結ぶ周辺散策路の整備に必要な土地となりますので、今後土地の交換や取得について所有者の方と調整をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **○20番(大関久義君)** 日動美術館も含んだ中で大石邸との連携の計画等々が決定さているものと思われます。

ここで、来年度、次年度の3カ年の実施計画の中で示されている次年度笠間稲荷周辺まちづくり推進事業の中での次年度の整備予算が2億3,400万計上されております。この2億3,400万、事業者が今まだかかっていない状況で、この2億3,400万の予算の中身について、どのように予算づけをしているのかお伺いします。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- 〇都市建設部長(竹川洋一君) 次年度の2億3,400万円の予算の中身でございますけれど も、先ほども門前通りから大石邸跡や竹の小径を結ぶ周辺整備計画に基づきます散策路の 整備事業や、井筒屋の本館耐震調査結果に基づきます耐震補強工事などを見込んだ事業費 となってございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **O20番(大関久義君)** それは笠間市単独でやる事業だと思われますが、その間笠間市ではそのような事業をやっていく。株式会社ステノについては、同時並行してやってくれるというように思っておりますか、どうですか。お伺いします。
- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- **〇都市建設部長(竹川洋一君)** ただいまの事業者が並行して事業がかかれるかというご質問でございますけれども、先ほどもお話ししましたけれども、資金計画、事業計画等の精査を現在しているところでございます。

一番並行してできるのが、一番の笠間市としての希望でございますけれども、現在耐震補強や解体等の工事を今年度一部市の方としては発注しまして、なるべく同時に並行してできるような事業を進めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **〇20番(大関久義君)** わかりました。また、笠間稲荷周辺の活性化については、3カ年実施計画の中では、笠間稲荷門前通りの整備事業推進という形の中でも同じ地域で進められております。笠間稲荷門前通り整備推進事業の中で平成26年度、来年度で9,500万、平成27年度で9,400万の予算を投じて実施される予定であります。井筒屋との関連についてお伺いいたします。
- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- 〇都市建設部長(竹川洋一君) 井筒屋を含めました稲荷周辺のまちづくり推進事業につきましては、運営事業者を施設整備にあわせた早期完成を先ほども申したように目指しているところでございますけれども、門前通りにつきましては、平成26年度に井筒屋の交差点の整備を行う予定になっております。平成27年度につきましては、高橋町の交差点及び荒町部分の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

井筒屋及びまた周辺整備につきましては、平成26年度から事業に着手し、早急に事業完了 を目指しているところでございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **〇20番(大関久義君)** この3カ年計画の予算書を見ると、平成28年度でほぼ終わるような予算組みの措置になっております。今業者がまだ工事に着工していない状況で、28年度までに仕上がる、完了するとお考えですか、どうですか、含めてお伺いします。
- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- **〇都市建設部長(竹川洋一君)** 稲荷門前通りの歩道整備につきましては、26年度完了を 目途にしております。現在、稲荷門前通りにつきましては、27年度完了を目的としており ます。

井筒屋周辺の整備でございますけれども、計画としては28年度を目途に完了をしていき たいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **〇20番(大関久義君)** 市の方でも多額なお金を投じてあの地域を整備していくわけでありますので、今まで10カ月たっても何ら形が見えてこない、急にこれから進むのかなという答弁でありますので、そういうふうに思われますが、それらの投資が絵に描いたもちにならないようにしていただきたいというふうに思っております。

これはまちづくり推進課が担当しているようでありますが、業者との接触をまめに行って、向こうからの情報を引き出して、我々の方にも説明を随時お願いをしてもらいたいと思います。いかがですか。

- 〇議長(小薗江一三君) まちづくり推進課長。
- **○まちづくり推進課長(中村公彦君)** 業者の方とは密に連絡を取らせていただきまして、 皆さんの方にも公表していきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関さん。
- O20番(大関久義君) 以上で、笠間稲荷周辺まちづくり推進事業についての質問は終わります。
- 〇議長(小薗江一三君) 市長。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 私の方からちょっと補足をさせていただきたいと思います。

この井筒屋周辺整備、また、門前通り整備については、昔の笠間の中心街のにぎわいを 取り戻そうということで、震災後井筒屋周辺整備については購入して取り組んでいるとこ ろでございます。

正直申しまして、業者さんの方が我々の考えていた意向と若干違うところがございます し、業者の方の資金計画がなかなか思うように進んでない実態がございます。

私どもとしましては、一刻も早く事業をスタートしてこのにぎわいを取り戻していきたいという希望を持っておりますので、業者の方には早期に計画の見直しの変更を提出するように言っておりまして、1度は提出をしてきた経緯がございますが、再度私どもは実施できる実態の計画を出してもらいたいということで、今お願いをしているところでございまして、余り延び延びになりますと、特に5,000万円の総務省の補助は、やっぱりこの事業の円滑な推進をするために我々も努力してこの事業の採択を受けましたので、これがこの年度内に事業が着手できるように、業者の方にはタイムリミットを決めて実現できる計画の早期提出を求めていきたいなというふうに思っております。今の段階では、我々が当初思っていたよりスピードが落ちているというような実態はございます。

市の方としましては、今3階建の耐震診断をやって、それの今度は補強を含めて改修、この辺の資金の確保、さらには民間事業者がおくれた分、我々も全体の構想の設計プランもおくれているのも事実でございますが、事業者に早く提出してもらって、我々も全体の事業のプランをしっかりつくっていきたいと思いますし、その中には今の駐車場を活用したいわゆる公共施設的な観光のインフォメーションとか、そういうスペースも確保しながら全体計画をつくっていきたいなというふうに思っております。

それと、門前通りの整備についてでございますが、部長の方から27年度までに荒町地区というような話がございましたが、我々が道路の整備をやっているのは、前も申し上げましたが、単に道路の整備だけで終わらせるのではなくて、景観整備をあわせて行うことによってにぎわいを取り戻すという目標を持っておりますので、今、旧高橋町通りから井筒屋の丁字路をやるということで、第2弾として荒町地区という話をしておりますけれども、荒町地区については、高橋町通りの景観整備の方針がしっかり出た中で、荒町地区の方も道路の路面整備をやれば、道路の改修をやれば、景観整備にも協力しますというような、私は合意ができなければ、ただの道路整備だけでは、私は投資するだけの効果が出ないのではないかなと思っております。その辺は荒町地区の皆さんとはよく話をして進めてまい

りたいと思っております。以上です。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- 〇20番(大関久義君) 次の質問に入ります。

地域おこし協力隊事業について質問をいたします。

「都市に在住する意欲ある人材を受け入れ、産業振興による地域活性化を目標とした地域おこし活動に従事し、地域力の維持・強化につながるような起爆剤となることを目指す」と書かれておりますが、内容について具体的にお尋ねいたします。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- 〇都市建設部長(竹川洋一君) 地域おこし協力隊につきましては、総務省が平成21年度から取り組み事業として、都市部の意欲ある人材が地方へ移住し、地域力の維持・強化を目的とした活動を支援する制度で、国の特別交付金措置がとられている事業でございます。

全国では平成24年度から、207自治体で617名が活躍をしているところであります。県内におきましては、笠間市以外に取り組んでいる常陸太田市では、地域ごとに分かれて7名が活動しており、里見地域、金砂郷地域、水府地域に分かれて、地域の観光推進や都市交流、教育交流、地場産品の支援、地域の情報発信などを行っているところでございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- ○20番(大関久義君) わかりました。平成26年度の予算が2,200万5名を予定している、 平成27年度で3,000万7名、平成28年度で2,600万7名、予算の額と人数にちょっと違いが あると思うんですけれども、このいわゆる1世帯というのか、1人当たりというのか、そ れらに対するいわゆる補助の限度額についてはどういうものなのか。そしてまた分野について、いわゆる農業、工業、商業、その他いろいろあると思うんですけれども、そういう ものは問わないのか、どうなのかお伺いいたします。
- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- **〇都市建設部長(竹川洋一君)** ただいまの質問の1人当たりに対します限度額につきましては、事業にかかわる経費につきましては、特別交付税の措置といたしまして取り扱いをしておりまして、隊員1人当たり400万円でございまして、その他の経費で200万円が上限となっております。

また、隊員募集等に要する経費につきましては、1団体当たり200万円を上限としております。

また、どのような分野においても対象になるのかというご質問でございますけれども、 具体的には、農林水産業、環境保全、住民生活支援、地域おこし支援などの活動を行うこ とになっておりますが、各人の能力や適性及び地域実情に応じて各自治体の自主的な判断 で決定することになっており、特に分野の制限はされているものではございません。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- O20番(大関久義君) いわゆるまちづくりに寄与するものであれば、地域おこしにな

ればいいんだよということであろうと思われます。担当がまちづくり推進課、これもまちづくり推進課でありますので、これまで実例は、笠間市内で実例はあるのか、あればその例についてお聞きしたいと思います。

さらに、審査の対象はどういう形の中で審査をしているのかも含めてお伺いしたいと思います。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- 〇都市建設部長(竹川洋一君) 実例はあるのかというご質問でございますけれども、平成25年度から、笠間市では男性1名、女性2名の3名を協力大使として任用をしております。

笠間市に居住して地域資源の発掘や活用、また伝統文化の継承、笠間市のPRに関することを中心に活動を行っているところでございます。

1年目である今年度は、農業分野で生産者と消費者をつなげる活動や、地場産業である 陶芸や石材などの振興、商店会などとの町中の活性化を目指した活動を行っているところ でございます。

また、協力隊3名の共同事業といたしまして開催いたしました「陶芸作家と贅沢体験ツアー」は首都圏のお客さまの参加により実施をしたところでございます。

- 〇議長(小蘭江一三君) 大関君。
- **〇20番(大関久義君)** いわゆる地域おこし協力隊事業については、平成25年度で3名の実績があるということであります。

年齢については、こういう気持ちがあれば年齢制限はあるのかないのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(小蘭江一三君) まちづくり推進課長。
- **○まちづくり推進課長(中村公彦君)** 年齢制限の方は国の要綱上決まってございません。
- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **○20番(大関久義君)** わかりました。年齢の制限がないということであれば、もう退職をしてリタイアしても、こういう形の中で地域おこし協力隊事業に参加して、こういうものをやりたいというものを届出があって、審査が受かれば、それは許可しますよということでよろしいですか。また、そういう例がほかの地域であったらば、どういうものか、例を挙げて説明していただきたい。
- 〇議長(小薗江一三君) 推進課長。
- **○まちづくり推進課長(中村公彦君)** 年齢制限の関係ですけれども、笠間市の場合、今 回募集した中では、最初に40歳以下という形で募集させていただきましたけれども、応募 が少ないという形の中で、年齢制限を上げて、今年度3名の募集の方はさせていただきま した。

できるだけ地域おこし協力隊につきましては、笠間市に定住していただきたいという考

え方もございますので、できれば若い方に来ていただきたいというのが本音ではございま す。以上でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **○20番(大関久義君)** 先ほどの答弁とちょっと違っちゃうような気がするんですよね。 年齢の制限はない、しかし、若い人に住んでもらいたい、それは本音だと思うんですよ。 我々もそういうふうに思っております。しかし、地域に貢献したい、地域おこしをしたい ということであれば、その限りでないということも確かだということでよろしいですか。 はい、わかりました。

地域おこし事業についての質問は終わります。

次の質問に入ります。

恋人の聖地関連整備事業について質問をいたします。

恋人の聖地関連整備事業については、「観光交流人口の増加とにぎわいを創出するため、 北山公園及び愛宕山周辺の観光拠点整備やネットワーク化、回遊性を図る施策等を行う」 とありますが、その内容と計画についてお伺いいたします。

〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

**○産業経済部長(神保一徳君)** 大関議員の笠間市における恋人の聖地関連整備事業についてお答えをいたします。お答えといたしましては、関連事業も含めてお答えをしたいと思います。

まず、笠間市における恋人の聖地という取り組みについてご説明をしたいと思いますが、 平成22年にNPO法人地域活性化支援センターより、市内全域を陶芸の里笠間として、恋 人の聖地認定を受けまして、これは全国100番目で、県内では初でございますが、笠間芸術 の森公園をメイン会場、北山公園及び愛宕山周辺をサブ会場といたしまして、整備を実施 しておるところでございます。

その中で、笠間市総合計画3カ年実施計画に掲載されております恋人の聖地関連整備事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金、都市再生整備事業、補助率10分の4でございますけれども、これを活用した国の国補事業で進めているところでございます。

北山公園の整備につきましては、恋人の聖地関連事業とはまた別の補助を受けまして、 新池周辺の散策路と護岸の整備が今年度中に完了を予定しております。

また、今回の恋人の聖地関連整備事業といたしましては、市道の新設とバーベキュー場の老朽化によります再整備のための測量設計業務委託、1,500万円でございますが、これを平成25年度で行いまして、再整備の工事につきましては、これはバーベキュー場周辺の4,820万程度でございますが、26年度で行う計画でございます。

次に、愛宕山周辺の整備についてでございます。愛宕山あたご天狗の森スカイロッジの 出入り口が狭かったということがございまして、利用者の安全と利便性を図るため、出口 専用の退出路の整備を今年度中に完了する予定でございます。

また、北山公園と愛宕山は先ほど申し上げましたとおり、恋人の聖地のサブ会場でございますことから、観光拠点のネットワーク化、回遊性の向上を図るため、愛宕山大駐車場の天狗の池周辺に光のオブジェのモニュメントの整備も本年度中に完成をする予定でございます。

さらに、平成27年度の事業、委託等いたしまして、吾国愛宕ハイキングコースの誘導サインの設置を計画しております。

その他、県の補助事業になりますけれども、茨城木づかい環境整備事業を活用いたしまして、今年度中に吾国愛宕ハイキングコース内の見晴らしの丘に東屋を整備する予定であり、あと、市の単独事業といたしまして、愛宕山大駐車場トイレと休憩施設でございますフォレストハウスの防水塗装工事をこの11月に発注をしたところでございます。

このほかの恋人の聖地関連整備事業といたしましては、平成26年度に観光施設誘導サインの設置、これは石の百年館でございますが、その設置ということがございます。あとは稲田地区ハイキングコースの誘導サインの設置、またパンフレット作成などのPR事業を計画しておるところでございます。

これらの事業は平成24年度から27年度までの補助事業で進めておりますけれども、平成26年度以降の計画に当たりましては、国へ提出する当初の計画段階では、概算で積算をしておりますので、今後の工事等の状況によっては事業内容及び事業費の変更を余儀なくされる場合もございますので、ご利用いただければと思います。以上でございます。

### 〇議長(小薗江一三君) 大関君。

○20番(大関久義君) 恋人の聖地関連事業という形の中で、我々は恋人の聖地のモニュメントが工芸の丘に設置されておりますので、工芸の丘のところに整備するものなのかなというふうに思いがちなんですよね。こういう予算を見ると、6,200万、平成26年度で6,220万、27年度で500万ということである。今部長の答弁からすると、いわゆる恋人の聖地のものは工芸の丘に設置されているんですけれども、北山公園、愛宕山、それと今ありましたね、石の百年館ということであれば、稲田も含むということですね。そうすると、市内全域を対象としているということでありますので、何にでも使える予算みたいにもなりがちだと思うんですけれども、いずれにしても国との協議の中で予算をいただきながら整備をしていくということであります。聞くところによると、北山公園のところではバーベキューの云々と、あの整備等があるやにちょっと聞いております。その辺のところ、どのような整備をするのか、北山公園に関してもう1度具体的に説明をいただきたいと思います。

〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長。

**○産業経済部長(神保一徳君)** 北山公園の整備につきまして、再度ご答弁を申し上げます。

北山公園のバーベキュー場の移設ということで先ほどご説明申し上げましたが、市道がそこに通ることによりまして、バーベキュー場が分断をされるということがございます。それにあわせまして、あとはバーベキュー場自体が老朽化をしてございますので、そういったバーベキュー場の移設、駐車場の整備、あと、管理用の道路などの再整備を実施するということで、平成26年度4,820万円の予算づけをして、これに対応していくということで今進めておるところでございます。以上でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **〇20番(大関久義君)** バーベキュー場の整備をするだけで4,820万のものがかかるんで すか。再度お聞きいたします。
- 〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長。
- **○産業経済部長(神保一徳君)** これはバーベキュー場の移設だけではございませんで、 その他駐車場関係も新たな土地の形状にあわせて整備をいたしますし、あとは管理用道路 というのも整備をいたしますので、それらを全部含めた形での金額となってございます。 以上でございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **○20番(大関久義君)** わかりました。いずれにしても、あそこの道路が、前の計画では橋をつくって、あそこをつくっていくというようなことであったんですが、北山公園を横断する道路ですね、それはちょっと今まで棚上げになっていたような気がするんですが、動き出すということですよね、それはね。

そうすると、それはそれで理解はするんですが、先ほどからいわゆる芸術の森公園の恋人の聖地のモニュメント、それから北山公園、愛宕山、それから稲田まで、幅広く視野に入れております。ネットワーク化、回遊性について、具体的な施策はあるのかお伺いいたします。

- 〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長。
- ○産業経済部長(神保一徳君) 芸術の森公園のモニュメントと、あと北山公園、愛宕山ネットワーク、その他ネットワーク化及び回遊性についての具体策ということでございますが、まず恋人の聖地につきましては、陶芸の里ということで、笠間ということで、全域が聖地に認定されておりますので、まず笠間工芸の丘にメインモニュメントが舗設されておりまして、現状、サブ会場でございます北山公園と愛宕山にサブモニュメントを設置して、今でもネットワーク化を図っているところではございますが、サブモニュメントというのは現状小規模のものでございまして、訪れていただくには若干インパクトが弱いというところも正直ございます。このため、愛宕山につきましては、今年度中に光のオブジェということで、太陽光が当たってキラキラと光るような、あとは電飾をしてキラキラと光るようなものを、大駐車場の天狗の池駐車場辺に設置をする予定でございます。

さらに北山公園につきましては、先ほど申し上げましたバーベキュー場周辺の再整備が

完了いたしましたら、そういったモニュメントの設置等についても検討していきたいと考えてございます。

また、回遊性ということでございますけれども、例えば車を利用して来られるカップルや家族の方を対象に、昨年作成いたしました「笠間とことこまち歩き ガイド&マップ」というものを作成しておりまして、3カ所の恋人の聖地の会場や笠間市内のデートスポットなどを掲載してPRしているところでございます。また、こういったPR活動をより一層進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **〇20番(大関久義君)** わかりました。先日の新聞、12月10日にツリーテントワイン販売、恋人の聖地PR等々で新聞にも報道されております。

先ほど茨城県内では1カ所だけだと、茨城県では初めてだと。近隣、笠間以外の近隣では、恋人の聖地、どこにどういうものがあるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。多分、 栃木、群馬、千葉、あると思うんですよ。

- 〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長。
- **○産業経済部長(神保一徳君)** 近隣の恋人の聖地ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、県内には唯一笠間だけでございますので、例えば栃木で申し上げますと、那須高原であるとか、塩原温泉、そういったものもございますし、あとは千葉で言えば木更津であったりとか、八千代の京成バラ園であったりとかもございます。あとは、福島も須賀川市とか、郡山市のスポットはございますけれども、実態といたしましては、笠間市からは若干距離があるのかなというふうな認識をしてございます。以上でございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **○20番(大関久義君)** さほど、そんなに距離的にはないんですよ。近隣までもう全部 高速道路でつながっておりますので、今の若い人たちは車で移動していますので、そのぐらいの距離は歩くと思うんです。こういうところにもあるよというようなネットワーク化、 笠間市内のネットワークも、先ほどやっていきますよということでご答弁をいただきましたので、それは重々わかります。近隣にはこういうものがあるんだよというような発信もしていただいて、そして遠くからも笠間行ってみようかというようなネットワーク化も必要かと私は思いますので、それらをやっていただきたいというふうに思っております。

それから、笠間はいろいろな形の中でイベントを開いております。先日もB級グルメで 笠間の稲荷門前通りでやりました。それから、この前の日曜日はハーフマラソンがありま した。そういった形の中で人は来ております。特に愛宕山もこの前の日曜日ですか、こう いうような新聞報道もありましたが、悪態祭りというようなもの、いろいろな形で集客を、 イベントをしております。それらを来てくれた方に、こういうものがあるよ、ぜひ寄って いってくださいよというPRをしていっていただきたいというふうに思いますが、いかが ですか。

- 〇議長(小薗江一三君) 産業経済部長。
- ○産業経済部長(神保一徳君) ただいま議員からお話ございましたとおり、笠間陶芸の里マラソンございましたし、悪態祭りにつきましても、昨年の倍の1,000人の方がお客さんいらっしゃったということでございまして、そういったお客様に対しましても、こういった笠間市というのはいろいろ幅広くやっておりますけれども、こういった若者向けといいますか、カップル、家族含めてそういったターゲットに向けた取り込みをやっているということをまずはPRしていきたいと思います。今若者のウエイトを申し上げましたが、別に老若男女限るものでございませんので、幅広くそういったPRをしていければいいかなというふうに考えてございます。以上でございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **〇20番(大関久義君)** 以上で、恋人の聖地関連事業についての質問は終わります。 次の質問に入ります。
  - 3の健康都市づくり推進事業について質問をいたします。

市立病院整備事業についてでございますが、「建物の老朽化、狭あい化が著しく、患者への負担となっており、また、建築基準法改正以前に建築されたもので、耐久性や火災時の対応など、改善が必要であるため、笠間市立病院整備方針を策定し、病院を新築する」と掲げられております。平成26年度からの新規の事業であります。初年度の来年、平成26年度では、3,000万円が、27年度では9,000万円が、28年度には2億9,000万円の事業計画が示されてございます。この事業の内容、規模などの計画についてお伺いをいたします。

〇議長(小薗江一三君) 病院事務局長打越勝利君。

[市立病院事務局長 打越勝利君登壇]

**〇市立病院事務局長(打越勝利君)** 大関議員のご質問に答弁いたします。

笠間市駅前周辺整備計画の中に、市立病院の整備事業という形で今回企画として入っておりますが、現在、筑波大学教授及び県立中央病院の院長など8名の委員の方々に、市立病院の建設協議会を開催しました。笠間地域における市立病院の果たすべき役割と病院の機能や規模について、協議を進めていただきました。来年1月には市長宛てに答申を受け、本年度中に基本計画を作成し、26年度の基本設計、27年度の実施設計、平成28年、29年度の2カ年で建設工事を実施し、平成30年度に新病院をオープンさせる当初の計画で進めるところでございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **〇20番(大関久義君)** 今言われたのは、この笠間市駅周辺活性化プランだと思うんですね。この中でやはり今言ったように、整備期間、おおむね平成30年度を目標ということでなっております。これは病院がその中になっております。

友部駅周辺整備計画の中で、下の方に、②という形の中で市立病院は先ほど申し上げま

したように、築33年の建物で老朽化云々と書いてありますので、現在地での建てかえが困難、在宅医療に対応できる医療体制の確保というような形の中で示されております。30年度完成目標となっていて、今も答弁の中に30年度にはオープンできるようにしていきたいという答弁がございました。

市立病院の内容について、現在の規模との比較はどうなのか、現在の規模と比較してどのようにしていきたいというものなのか、基本計画がまだ定かでないとは思うんですが、25年度で基本計画が決定するという答弁でありましたですが、規模、こういうふうにしたいというものがありましたら、ぜひお伺いしたい。

- ○議長(小薗江一三君) 市立病院事務局長。
- 〇市立病院事務局長(打越勝利君) 現在の病院の床面積は、施設基準の旧法でつくられております面積としましては1,876平米となっております。これを現在の新法基準で建築しますと、1床当たりの病床の面積、あと廊下幅などが当然ふえてきます。それら約500平米という形で換算しますと、合計が2,376平米という形なんですが、約2,400平米という形で考えております。

これは単純に病院機能の今の現行の規模をただ単純に新法にあわせた面積になっておりますが、今回も高齢化社会に向けてとか、保健、医療、介護、福祉との連携を強化しなさいという部分の国の政策もありますので、そういったもろもろを今回の市立病院建設協議会の方の中でもかなり多く議論していただきました。そういった内容の答申書を基本に、庁内関係部署との協議を進めながら基本設計を作成し、実際的には建築の方の設計は専門家に委ね、26年度の基本設計、27年度の実施設計という形で委託していきたいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- 〇20番(大関久義君) 健康都市づくり推進事業では、病院関連で第2次の笠間市立病院改革プランの中で、平成26年度で6億4,000万、平成27年度で6億6,000万、平成28年度で6億8,000万が掲げられております。

その中で、下の段で私が申し上げました市立病院整備事業3,000万とか2億9,000万という先ほど申し上げた数字、これらのものはどういう整合性になっておるんですか。6億4,000万というのは来年度の予定されている3,000万を含んだ中の6億4,000万なのか、それから28年度で2億9,000万円が市立病院の整備事業の中で掲げられておりますが、6億8,000万の予定が掲げられております。同じ段に。これはどのようなのか、この内容についてお伺いいたします。

- ○議長(小薗江一三君) 病院事務局長。
- 〇市立病院事務局長(打越勝利君) ご質問の部分の金額の面でございますが、6 億8,000 万の中に今回のほかの整備事業等も含まれております。
- 〇議長(小蘭江一三君) 大関君。

**〇20番(大関久義君)** そうすると、健康都市づくりの中で示されている第2次笠間市 立病院改革プランの推進の中での数字は、すべてその年度の病院の総合計だということで 理解してよろしいですね。はい、わかりました。

それでは、関連してあります筑波大学病院連携事業指導医派遣研修生受け入れでは、各年度でそれぞれ2,038万円が予定されております。今年度の予算書の中を見ても、昨年度の24年度の予算の中を見ても、この筑波大学関連事業の2,038万円が見当たりません。それらについて、次年度は2,038万、その次も同じ数字でずっと掲げられておりますが、これらの内容についてお伺いをいたします。

- ○議長(小薗江一三君) 病院事務局長。
- **〇市立病院事務局長(打越勝利君)** 現在、茨城県委託事業の中で、医師育成研修としまして、筑波大学から年間40人程度の医学部の学生の1年生と5年生を市立病院で引き受けております。

その医師の育成研修委託事業も本年度をもちまして事業を終了するということになり、 平成26年度事業費については、市単独事業として2,038万円を計上しております。2,000万 が2名の指導医の人件費、38万円が学生の宿泊代費の経費として見込んでおります。

事業内容としましては、学生を指導する医師が筑波大学から常勤医師として市立病院に招き、診療しながら学生の指導をする事業であり、来年度から市立病院に派遣していただく医師につきましては、小児から老人まで診る総合診療医を希望しているところでございます。

なお、27年度、28年度につきましても、同額の2,038万円を計上しております。

- 〇議長(小薗江一三君) 大関君。
- **〇20番(大関久義君)** 時間が迫ってきたので、最後に質問したいと思います。

現在、笠間市内には県立の中央病院があります。また、近隣、水戸市とか茨城町にも同等以上の病院があります。地域医療を目指す市立病院としては、今後どのような市立の病院を目指して新築をなさっていくのか、最後にお伺いをいたします。

- 〇議長(小薗江一三君) 病院事務局長。
- 〇市立病院事務局長(打越勝利君) 今の質問の中で、医療区分としましては、水戸医療 センターや水戸済生会病院総合病院などは高度医療の3次救急があります。あとは、水戸 日赤病院、あとは水戸協同病院などの急性期の2次救急などの病院がございます。

あとは初期救急の1次救急という区分けになっておりますが、近くの県立中央病院はドクターヘリポートなどを持った広範囲な救急医療と、地域がんセンターを持つ県央地区の 医療を担う2次救急病院でございます。

そこで、市立病院は外来や入院のほか、在宅診療を中心に、高齢者医療と予防接種や健康診断などの政策医療を担っております。

次に、市立病院の役割としましては、在宅医療を支援する機能を有する高齢者医療の後

方支援病院としての役割、急性期を過ぎた、急性期から在宅に向けた患者に対する入院加療を行う役割、地域の関係機関と連携し協力し、保健予防、介護予防活動を進める役割、 平日夜間や日曜などの通常時間外における初期救急診療を実施する役割の四つを市立病院が果たすべき役割としております。

そして、市立病院の目指す方向性については、公立病院としての使命の政策医療を担い、 地域医療提供体制の確保の観点から、急性期機能と高齢者医療をあわせ持つ病院となり、 さらには急速な高齢化による医療・介護ニーズに対応するため、在宅診療、訪問看護、訪 問リハビリなど、在宅医療に専念していきたいと考えております。

- ○20番(大関久義君) ありがとうございました。
- 〇議長(小薗江一三君) 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 今の事務局長の答弁をちょっと補足させていただきたいと思います。

事務局長の方からは、構想的なお話であったと思うんですが、私の方からは筑波大学の 前野教授をはじめ、専門の先生方で市立病院の建設協議会というものを3回ほど実施をさ せていただきました。

その中の主な意見としては、県立中央病院との連携や住み分けを明確にすること、在宅 医療の充実を図ること、平日、夜間、日曜診療などの政策医療の充実を図ること、保健セ ンター機能や地域包括支援機能など、行政機能の連携を図ることというようなご意見を各 先生からいただいております。正式には来月答申をいただく予定でございますが、主な意 見としてはこういう意見があったということでございまして、私どももこの意見は意見と して、従来より在宅医療の中心を担っていく病院としていこうという考え方でございます ので、訪問系の事業、そういうものに重点を置きたいなという考えは持っております。

それとあわせて、医師の確保だとか、医師だけではなく、人材の確保とか、ベッド数が 今のままでいいのかどうなのか、その辺も答申をいただいた中で検討し、方針を出してい きたいと思っております。

○議長(小薗江一三君) 大関久義君の質問を終わります。

休憩をいたします。2時15分より再開いたします。

午後2時05分休憩

午後2時16分再開

- ○議長(小薗江一三君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
  - 15番萩原瑞子さんが所要のため退席しております。
  - 10番鈴木裕士君の発言を許可いたします。
- **〇10番(鈴木裕士君)** 議席番号10番鈴木裕士です。ただいまから一般質問を行います。

質問は一問一答方式で行いますので、よろしくお願いいたします。

質問は大きく分けて二つで、1番目の質問は、友部駅プラットホームのブラインドに関連すること、そして2番目は道路わきに設置されています道路案内標識についてであります。

質問の第1でありますけれども、友部駅の橋上化は合併後に完成しましたが、私の記憶では、規模やデザインについては合併前から決まっていたように思います。したがって、当時のいきさつについては、現在の執行部の方の中にも企画立案に携わった方は少ないかと思いますので、もし当時の記録が残っていれば、回答をお願いいたします。記録がなければ回答は不要です。

質問は、電車に乗っていて、あるいはプラットホームにいて、街の顔である駅南口の街並みが全く見えないことであります。この見えない原因となっているのが駅の構内と構外を隔てる塀であり、これがすべてブラインド状、いわゆる目隠し状態になっています。

この塀の設置に関しては、JRが単独で立案し、JR独自の予算で執行したものなのか、 またブラインドとした理由は何なのか回答をお願いします。

○議長(小薗江一三君) 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

**〇都市建設部長(竹川洋一君)** 10番鈴木(裕)議員のご質問にお答えいたします。

当時の計画につきましては、手元に資料がないものですからご了承いただきたいと思います。

友部駅の構内と構外を隔てる塀の設置につきましては、市が南口広場整備以前は貨物ヤードとなっておりまして、仕切りの必要がございませんでした。市が駅前広場の整備に伴いまして、JR敷地の貨物ヤード用地を取得し、ホームと隣接したことからフェンス設置の必要が生じ、牽引者である市が費用を負担しまして、JR東日本がJR敷地内に整備をしたものでございます。

ブラインドタイプにつきましての理由でございますけれども、当時友部駅では不正乗車等が行われていたこともありまして、今回駅構内のホームと南口広場歩道が接造したことから、JR東日本の意向によりまして、不正防止対策のため、ブラインドタイプのフェンスを設置したものでございます。

〇議長(小薗江一三君) 鈴木(裕)君。

**○10番(鈴木裕士君)** ブラインドとした理由ですね、これは理由としては不正乗車防止のためということでありますけれども、私も想像しておらずに驚きました。 JRの意向が大きく影響したのかなと思います。常磐線の中でも、友部駅だけが特に不正乗車が多かったというわけではないかなと思います。そういったごく一部の方が不正乗車やったというようなことからかと思いますけれども、大変残念といいますか、悲しいことであると、このように考えております。

電車の利用時間をできるだけ早く、短くする人が多くなる、あるいは別な面から考えれば、ビジネスでの利用客が多くなった今、その数は少なくなったでしょうけれども、鉄道マニアの楽しみの一つは、その土地土地の駅弁を食べながら、車窓に映る景色を眺めるのがすごく楽しみだったということがあります。

それに、駅に停まるたびに、駅前の街並みを眺め、その土地の人々がどのような歴史を刻んで、どのような暮らしをして、そしてまちづくりにどのような思い入れをしたのか、 これらを推量することも旅の楽しみということでありました。

高速道路でも同様でありますけれども、道路の両脇、これが最初から最後まで防音壁で 囲われていたり、あるいはサービスエリア、これが防音壁で囲まれて周りが何も見えなか ったということを仮定しますと、旅というものは非常につまらないものになってしまうと 思います。

私は長期間にわたり、汽車通学、電車通勤をしました。それでも車窓の景色、それに駅 周辺のにぎわいの様子を見るのは退屈な電車通勤を慰めてくれることとなったのでありま す。

その中でひたち野うしく駅ですけれども、電車が停車しても窓から見えるのは壁だけ。 駅ができて、毎日が変化して開けゆく駅周辺の様子が見られず、がっかりした記憶があります。

土浦駅の東側も電車が土浦の駅に入ると、土浦港とそれに続く霞ヶ浦の一部が見えて、「ああ、土浦に来たんだ」という思いがありました。今は駐車場のビルなどで何も見えずに、ローカル色が一切なくなりました。

きょう来ていらっしゃるかと思うんですけれども、取手駅なんかはちょうど地形を利用 して東側も西側もよく見える形になっております。

唯一の救いは石岡駅であります。駅の西側はほとんど壁でさえぎられて見えませんですけれども、改札口から上野寄りはモザイクでできた絵があります。それも歴史の街を象徴するような古代人の生活を描いたものが中心となっておりまして、石岡市の特徴をあらわしております。

ところが、友部駅、クリーム色の塀が存在するのみであります。変化も何もありません。 何も見えません。このことに関し、市長をはじめ、執行部の皆さんは何も感じられなかっ たのでしょうか。情緒、旅情という観念がないのでありましょうか。皆さんには見なれた 街であり、乗降する駅でありますので、特に関心を抱く方が少ないのもやむを得ない点が あるとは思います。

電車を使っているかどうかはわかりませんですけれども、外部から来られまして、新鮮な感覚をお持ちと思える久須美副市長と神保部長は、お二人はどのように感じていらっしゃるのでしょうか。言葉じりをとらえて再質問はいたしませんので、お二人の素直な感想をお聞かせいただければ幸いです。いかがでしょうか、お願いいたします。

# 〇議長(小薗江一三君) 副市長。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

O副市長(久須美 忍君) 10番鈴木裕士議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、駅とともに歴史を刻んできた駅周辺地域はその街の歴史でありますとか文化、そういったものが色濃く反映され、またまちづくりへの思いがあらわれる場所だと思っております。

友部駅の南口前にも長い間親しまれてきた飲食店でありますとか、稲田御影石を活用したモニュメントのように、街の歴史や文化を感じさせるものがございます。

また、まちづくりへの思いという点では、友部駅の自由通路にはエレベーターが設置され、また視覚障害者への音声案内もございます。そして県立中央病院へ向かうバスが発着する駅前広場、ここはバリアフリー化された広い歩道が整備されております。

さらに申し上げれば、駅前広場から続くメインストリートの歩道、ここには電柱や道路標識、そういったものが歩行者の支障にならないように設置されています。昭和49年に指定を受けた福祉のまちづくりモデル方針が脈々とこの笠間市に受け継がれている、そういった福祉の先進地にふさわしい玄関口であると感じたところでございます。

このような景観を乗客が車窓から眺めることができれば、笠間市に興味を持っていただく一助になると思っておりますし、また駅舎と駅前が視覚的にも一体感ある空間となることは、駅周辺地域の魅力度を上げる上で非常に重要であると認識しておるところでございます。

しかしながら、一方で、駅を管理するJR側の意向もございますし、駅前で日常的に生活しておられる住民の立場に立てば、乗客の視線から日常生活のプライバシーを守る、そういった配慮も必要かと思っております。

駅前空間の見せ方というのは、駅の管理者や利用者、その駅周辺で生活する住民の意向、 そういったものをバランスよく考慮することが大切であり、そのような景観づくりを行う ということが結果として電車を利用する乗客にとっても魅力的で興味の持てる街に映るも のと思っております。以上でございます。

- ○議長(小薗江一三君) 産業経済部長。自席で結構です。
- **〇産業経済部長(神保一徳君)** 10番鈴木裕士議員のご質問にお答えをいたします。

私も議員おっしゃったとおり、駅前というのはその街の歴史、文化、まちづくりの思い というのをあらわすものであると認識をしておりまして、私個人としてもそういった列車 の旅の際は車窓からの景色というのは大変楽しみにしておるところでございます。

ここで私の個人的な経験をお話しさせていただきたいと思うんですが、実は最初に地方 自治体に赴任をさせていただいたのは愛媛県の県庁でございまして、愛媛県の松山市に最 初降り立ちました。降り立ったのがJRの松山駅なのでございますが、本来JRの駅とい いますと、その地域の中心駅というようなイメージがございますが、この松山駅というの がやや街はずれにございまして、50万人都市の中心街としてはかなり物足りないような景色でございました。

後ほど歴史を紐解いてみますと、昔の国鉄の駅というのは昭和に入ってから高松から延びてきた路線でございまして、もともとそれより以前に、明治20年代に皆さんご存じかと思いますが、夏目漱石の小説「坊ちゃん」に出てまいりますが、その主人公が船着き場、要するに港から小さな汽車に乗って松山の中心街に出てきたという描写がございますけれども、そういった路線、今は私鉄の伊予鉄道というものでございますが、その中心駅である松山市という駅がございます。そこはもう駅ビルで百貨店も入っておりますし、松山城の近くでもございますので、中心街でございます。そういった駅前の一つの市内の駅前の二つを比べることによって、そういった松山の街の歴史的背景も打ち出されているのではないかなというふうに感じたことでございます。

友部駅につきまして、友部駅ももともと小山回りで上野から旧水戸鉄道、水戸線が通ってから、炭鉱の貨物輸送だったと思いますけれども、ショートカットとして土浦回りの常磐線が敷かれたということで、交点ということで友部駅が発展してきたというふうに認識をしておりますが、私が最初に友部駅のホームに降り立ったとき、やはり見えませんので、南側が、北側の太平洋セメントのセメント工場のあの印象が大変強く残っております。ただ、そこは残っておりまして、若干景色を楽しみにする者からすれば、物足りないよという感触は正直ございました。

しかしながら、先ほどございましたように、都市建設部の答弁もございましたように、 セキュリティーの問題ですとか、あとは最近東京の都心の駅もそういったものが駅ビルな どで見えませんし、私は以前柏から東京に通っておりましたが、柏駅も駅ビルとか看板と かで見えないよなという印象もありますので、友部駅も乗換駅としてお客さま利用されて いますので、ブラインドを使用しなければいけない事情もあるのかなと考えております。

最後に、観光の担当部長といたしましては、駅ホームから見えない代わりに、駅から降りていただいて、街を歩いていただけるような観光のPRをしていきたいと考えてございます。以上でございます。

**〇10番(鈴木裕士君)** ありがとうございました。大変素直なご意見と拝聴いたしました。ただ、最後の方で、やはり公務員だなあという部分がお二人ともちょこちょこ入られたと感じております。

私は旅が大変好きであります。旅のテレビ番組を見るのも好きであります。今テレビ放送で、日本だけでなく、世界の旅番組が隠れた評価を得まして、BS放送を中心に、列車の旅が毎日のように放映されております。皆さんは気がついているかどうかわかりませんが、これらの番組で列車が停車した駅については、ほとんど駅前の様子が映し出されます。それくらい駅前というのは大きなウエイトを占めています。それぞれの街の顔を意味しています。

しかしながら、友部駅のように、電車が駅に停車したが、街らしいものは何も見えない、 見えるのは先ほど神保部長の話にありましたコンクリート会社の建造物と駐車場、これで は列車の旅の楽しさもほとんどなくなります。

鹿志村議員の提案により採用された九ちゃんメロディー、これも効果半減ではないかな と考えております。

そこで、提案がてらの質問でありますけれども、プラットホームに設置してある塀を岩間駅に設置してあるような荒目といいますか、網目が大きくて丈夫なネットに張りかえるべくJRと交渉すべきと考えますが、いかがでしょうか、お願いいたします。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- ○都市建設部長(竹川洋一君) JRとの交渉とのご質問でございますが、ご指摘のフェンスにつきましては、笠間市とJR東日本が平成20年10月9日付で締結をいたしました協定書に基づいて、不正乗車防止のため選定され施工された目隠しフェンスでありますので、設置後はJR管理の施設でございますので、改めて通常のネットフェンスへの変更の交渉は考えておりません。
- **○10番(鈴木裕士君)** 私から言わせますと、機械的な回答で残念だなという気がいたします。理由としては、不正乗車であるし、契約を締結してからまだ日がないというようなことでありますけれども、最初の回答にありましたように、この費用は笠間市が負担したわけですね。費用を負担すれば交換できるかなと考えます。

費用の点から考えれば、ちょっと語弊があるかもわからないですけれども、耐用年数を経たような何とかの家に高額なお金を使うよりも、はるかに効果があると考えるんですが、いかがでございましょうか。

網目にするのが無理ならば、プラットホームの塀に、クリーム色の塀に、菊の花、笠間神社、笠間焼、あるいはゼロ戦の絵、こういったことを描くのも意味があるかなと思っております。

茨城県は魅力度が全国最低でありますけれども、このようなこともしんしゃくして回答 をお願いいたします。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- ○都市建設部長(竹川洋一君) 友部駅のフェンスでございますけれども、先ほども述べましたように、当時不正防止が非常に多く、設置した期間も5年ほど前に設置した経緯もございまして、JR等と確認いたしましたところ、市で再度費用を負担しても、ネットフェンスへの変更はできないというお話を伺っているところでございます。

その後のプラットホームの塀に絵を描くというか、菊の花とか、笠間焼とか、笠間稲荷神社の絵を描くというお話でございますけれども、笠間市としても現在いろいろな事業を行い、魅力度アップに努めているところでございます。

その一つとして、駅前整備を実施して景観的にも魅せる駅広になってきましたけれども、

まだまだ駅周辺の全体の整備を行っていかない状況でございます。今後駅周辺全体の整備が進んだ段階で、今回のご提案をいただきました現在のフェンスに絵を描く提案等についても今後検討をしていきたいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 鈴木(裕)君。
- **〇10番(鈴木裕士君)** 質問を続けます。水戸駅から上野駅、ずっと見ていましても、 駅ビルがあるところは別にして、ブラインドとなっている駅は数が少ないのが現状かと思 います。それと不正乗車を防ぐ手立て、これはほかにもあるんじゃないかなと思います。

それから別な観点からですが、内原駅、これは大型ショッピングセンターができた。それに伴っていろいろな店舗が集積したと。以前に比べてたくさんのお客さんが乗り降りしているのが車窓から見ることができます。皆さん方はこれらが目に入らないのか、入れようとしないのか、わからないですけれども、よその街がにぎわうこと、これに対して悔しいと思う気持ちがなかったら、我々の次のステップは開けないんじゃないかなという気がいたします。先ほどの中で、ある程度整備が終わったらという話がありましたですけれども、再考されることを期待いたしまして、最初の質問を終わり、次の質問に入ります。

質問の2番目でありますけれども、道路わきといいますか、道路上と言った方が適切と 思いますけれども、設置されている標識についてであります。

ここでは明るい空色の地に白い文字で市町村名と方向を示した案内標識、これは議論の 対象外といたしたいと思います。

市内のもろもろの施設などを案内する標識には、白地にブルーの文字をブルーの線で囲った標識、濃紺の地に文字などを記載した標識など、多種多様な標識が目に入ります。

このような中、観光施設や市内に所在する重要施設あるいは公共施設へ誘導したり、案内する標識で笠間市単独で設置したものの数はいかほどのものがあるのか。また、もしわかれば、旧市町ごとの数字をそれぞれ概数で結構ですので、回答をお願いいたします。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- 〇都市建設部長(竹川洋一君) それでは、案内標識の設置の現状でございますが、笠間市で単独で設置したものが、観光施設で39基ございます。その他公共施設に関するものが208基ございます。

また、旧市町村別の設置数でございますが、観光施設に関するものが、笠間地区で25基、 友部地区で7基、岩間地区で7基、教育施設に関するものが、笠間地区で30基、友部地区 で10基、岩間地区で11基、次に防災に関するものですが、笠間地区では34基、友部地区で 24基、岩間地区で11基、また、福祉及び行政施設等が、笠間地区で72基、友部地区で11基、 岩間地区で5基という状況でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 鈴木君。
- **〇10番(鈴木裕士君)** 詳細に説明していただきましてありがとうございました。細かかったので、メモが混乱しております。

回答の中では、全般的に笠間地区が最も多く、岩間地区が少なかったように思っております。

案内標識や看板、これにつきましては、国、県、市、それに各施設や企業、こういったものが独自で設置しているでありましょうけれども、国、県、市、いわゆる国を含めた公共団体それぞれが設置しているものについて、外見上どのような相違があるのか、別な言い方をすれば、国、県、市の設置の違い、これを見分ける方法、これは国のものだよ、これは県のものだよ、これは市のものだ、外見上見分ける方法は何があるのか、回答をお願いいたします。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- **〇都市建設部長(竹川洋一君)** 案内標識の設置主体を見分ける方法でございますけれど も、おおむね支柱等に設置者名が明記をされております。

また、デザインにつきましては、合併後旧笠間のサイン計画の考え方、デザインを新市 に引き継ぎまして、新たに設置するもの、また更新するものについては、現在統一を図っ ているところであります。

- 〇議長(小薗江一三君) 鈴木(裕)君。
- **〇10番(鈴木裕士君)** 標識、立っているもの見ただけでは設置者の区別というのはできないですか。回答をお願いします。
- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- **〇都市建設部長(竹川洋一君)** 標識を見ただけで区分ができませんかというご質問でございますが、道路の案内や警戒の標識は国、県、市町村などで道路の管理者が現在設置をしております。

また、観光や施設の案内標識は、先ほど申し上げましたとおり、看板の支柱等に明記してありますので、それが判断するようになります。

- 〇議長(小薗江一三君) 鈴木(裕)君。
- **〇10番(鈴木裕士君)** 今の回答からいたしますと、極端に言えば、まだ国を含めた地方の公共団体、このデザインが統一されてないというようなことにも感じます。この点につきましては後ほど意見表明をさせていただきます。

現在、大部分の車にはナビゲーターが設置されております。また、スマートフォンの普及もあって、訪問先の検索、これも大変便利になりました。しかしながら、ナビゲーターは自動的にデータが更新されません。それとナビを見る目、これは道路を案内する青い線とか、赤い線とか、この矢印だけであります。

そして何よりも案内標識には広告看板と同じように、それを見た人に存在を知らせることがあります。今まで存在を知らなかった人に、このような商品があります、この地域にはこれがあるんだということを頭にインプットしまして、後々の商品購入や訪問に結びつく効果があります。このようなことから、案内標識は単に道案内をするだけではなく、P

Rという重要な役割を担っています。

さらに言えば、笠間は「訪れてよいまち」を標榜しておりますけれども、私には観光のために訪れた人におもてなし、おもてなしですね、例の、その前に考えるべきこと、いわゆるようこそ、ようこそいらっしゃいました、ウエルカムの意思表示ができていると思えないのであります。「訪れてよいまち」でなく、「訪れて迷うまち」では困ります。

先日、たしか13日だったと思いますけれども、羽田空港あるいは地下鉄などで案内標識を色分けしたり、より多くの外国語表示に改めたとのテレビ報道がありました。外国からの旅行者に対し、ようこその意思表示を明確にするためであります。このようなことから、案内標識や案内地図をもっと多く設置すべきと思いますが、いかがでしょうか、回答をお願いします。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- **〇都市建設部長(竹川洋一君)** 案内標識の増設についてのご質問でございますけれども、 観光案内の標識を増設すべきのご質問でございますが、笠間地区につきましては、おおむ ね必要な案内標識の設置は完了していると現在感じているところでございます。

笠間地区以外の増設につきましては、今後観光案内板の現状を調査を行い、検討をして まいりたいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 鈴木(裕)君。
- **〇10番(鈴木裕士君)** ただいまの回答で、笠間地区はおおむね完了しているということでありましたね。友部地区と笠間地区の国道355ではそれも言えるかと思います。

皆さん方は気がついているかどうかわかりませんですけれども、例えば笠間地区と友部地区、これを通過している国道50号線です。私がさっと見ただけで断言はできないんですけれども、この50号線上に北山公園はたしか二つ、芸術の森公園の案内は一つあったかなと思います。それ以外、市役所、県立中央病院、やすらぎの森、日動美術館、笠間稲荷神社、春風萬里荘、ヒメハルゼミで知られるお寺さん、親鸞で有名なお寺さん、こういったものの道路案内標識はほとんど見当たらないんじゃないかと思います。50号線ですね。芸森の案内標識も不足しています。

一方、インターチェンジ、この出口を見てみますと、友部インターの出口、この辺りは 満足ではありませんけれども、まあまあであります。

ただ、岩間インターの出口、友部スマートインター出口、これを見たことがあるでしょうか。市内の施設を案内する標識はほとんどありません。それから、国道355の新しい部分、いわゆる岩間の室野地区から南といいますかね、この355の新しい部分、ここにはほとんど見当たりません。

それから市道になりますけれども、岩間支所から北へ進んで、友部二小のわきを通って、 しまむらのあるファッションモール手前、これを斜め右に進行する鴻巣の陸橋に至るまで の間が道路が開通しました。この道路上で市が設置した案内標識、これは新しい道路には 恐らく4カ所か5カ所ぐらいしか見当たらないと思います。

的を絞って、私の地元岩間地区で例えれば、安居にある塙家住宅、工業団地、農業試験場、押辺にあるBGグラウンド、下郷のJR岩間駅、それに上郷のスカイロッジなどは外部から訪れる人も多く、もっと細やかなと言いますか、誘導を兼ねた案内標識を設置すべきと思われますし、細かに言えばそのほかにも設置すべきものがあります。今後の方針について回答をお願いいたします。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- **〇都市建設部長(竹川洋一君)** ただいまのご質問にお答えをいたします。

国道50号、また355バイパス、先ほど議員の方で市道とおっしゃいましたが、県道かと思いますが、宿大沢線がございます。これがほとんどない状況である、今後設置する予定があるかというようなご質問でございますけれども、国道50号線につきましては、水戸、下館方面から笠間地区の旧市街地へ進入する交差点に、笠間市で観光案内の標識をそれぞれ設置をしております。このほかの地点には設置はしてございません。笠間で国道の道路標識案内で訪れていただき、拠点の交差点等で標識を設置しておりますので、その標識において市内への誘導を現在図っているところでございます。

また、茨城県が管理しております国道355でございますけれども、県道に案内標識を増設することにつきましては、県の方といたしましても、現在の費用対効果などを今後検討していきたいというお話がありますので、今後も県と協議をしてまいりたいと考えております。

〇議長(小薗江一三君) 鈴木(裕)君。

○10番(鈴木裕士君) それから、直前の質問に関してでありますけれども、日動美術館、春風萬里荘、あるいは合気神社や合気道場、これは民間の施設であったり、宗教法人であったりしまして、行政で案内標識を立てるのも一考を要するものがあるかと思います。ただ、これらは外部からの来訪者も多くて、案内標識が必要じゃないかなと私は考えるわけであります。笠間稲荷神社、宗教法人でも、案内標識の建立には、一部でありますけれども、行政が関与していると判断されるものがあります。

このようなことから、既設の案内標識、これはどのような基準で立てるべきなのか、立 てないでよいと判断されたのか、この辺についての回答をお願いいたします。

- ○議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- ○都市建設部長(竹川洋一君) 標識設置の基準でございますけれども、現在は合併前の 笠間市で平成5年度に先ほど申しました笠間市サイン計画を策定をいたしました。基本的 な考えの中で、案内標識においては、誘導すべき主要な観光施設としまして、先ほど来稲 荷神社等につきましては設置をしたものでございます。

基準でございますが、明確な基準としてはうたってはおりません。

〇議長(小蘭江一三君) 鈴木(裕)君。

**○10番(鈴木裕士君)** 確かに今回答にありましたように、明確な基準がないと。これには条例といいますか、基本的な方針、こういったものが明文化されてないということもあるかなと思います。

鎌倉や京都、これはお寺が観光の中心で、お寺に付随する展示館、こういったものもあります。これらを案内する標識もたくさんありまして、多分行政が設置したものと推測されるものであります。

要は、費用をどこが負担するかの問題かな、単純に考えればですね、費用をどこが負担するかの問題かと思われますので、向上等を含めて、市内の主要な物件については、所有者の意向を伺って、それぞれに費用負担をしていただいて、案内標識を立てるべきだと考えておりますが、いかがでしょうか、回答をお願いします。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- ○都市建設部長(竹川洋一君) ただいまのご質問でございますけれども、企業または関係機関とも今後協議をして検討をしてまいりたいと考えております。
- 〇議長(小薗江一三君) 鈴木(裕)君。
- **〇10番(鈴木裕士君)** 先ほどからの回答で、検討するという言葉が何回かありました。 それは費用の面も影響しているのかなと思われます。電信柱のような太い支柱、これを立 てて掲示すれば、市全体だと莫大な資金を必要といたします。

大きな物をつくるよりも、高さ2メーターか3メーターぐらいの物、例えばごらんになったかどうかわかりませんですけれども、友部インター、355出る直前に看板が立っております。恐らく高さは2メーターちょっと、3メーターないかなと思います。あそこにあるような看板ですね。

あるいは自動車の販売店にあるように、一つの大きな看板の中に、自動車販売っていろいるな車種が入っています、あれと同じような形の看板を設置するということを考えれば、1カ所辺りで恐らく5種類からの案内板を設置できるんじゃないかな。とすれば、1件当たりの費用は安くて数多く立てることができるんじゃないでしょうか。

それから、我々市内に在住しておりますけれども、特に執行部の皆さん方は市内の隅々 まで知っていますので、案内標識はそれほど必要性を感じないでしょうけれども、外部か ら来た人のことを考えてみてください。

そしてまた、旧友部町と旧岩間町はそれぞれ直線で貫通している道路が少ない状態であります。道案内を要請されたときに、説明に非常に困ることがあります。岩間地区から県立中央病院を案内する場合、的確に説明できる人が何人いるでしょうか。

例えばこの前聞かれたあれですけれども、この道路をまっすぐ行くと、信号がありますので、それを左折して緩やかな坂を登り切って、100メーターぐらいで信号があります。その信号を右の方に曲がって1キロぐらい行きますと十字路があります。それを直線すれば……このように説明する方も説明が難しい。聞いている方はなおさらわからない。これが

実情であります。実際、説明する身になって、説明を受ける身になって、考えていただき たいのでありますが、いかがでしょうか、考えをお聞かせください。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- **〇都市建設部長(竹川洋一君)** まず初めに、簡易的な、車の販売店とか、インターを降りたところの看板のような物はできないかというご質問でございますけれども、案内標識につきましては、基本的に道路の法面等を利用して設置している状況でございます。

議員がご指摘の標識でございますと、幅が1メートルぐらいあると思います。それを進行方向に直角に設置をすると、道路敷地内で収まらないで、道を借り上げるような状況にもなると思います。また、そういう状況が起こりますと、安全面や機能的な面、設置基準等に合致するかなど、いろいろ検討しなければならないと思いますので、現在のところなかなか難しいかなという考えはございます。

もう一つが、友部地区や岩間地区の道路案内が困難だというご質問でございますけれど も、笠間地区の市街地で合併により、先ほど申し上げましたように、観光案内を目的とし た案内標識が多くございます。現在、友部・岩間地区の案内標識には、数が少ないと先ほ ども申し上げましたが、状況を今後調査を行いまして、検討という言葉になりますけれど も、検討をしてまいりたいと考えております。

今後は、先ほども外部から来た利用者にもっと親切にというようなお言葉がございましたので、利用者を円滑に案内して誘導できる、笠間市の個性を確立できるような案内標識の設置に今後は努めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 鈴木(裕)君。
- **○10番(鈴木裕士君)** それから、前半に質問し回答がありました案内標識のデザインの問題でありますけれども、歴史や文化的な施設、あるいは観光施設、福祉医療面での施設、行政面での施設、それにトイレや休憩施設、いわゆる施設の種類によって色分けしたり、文字の形を変えたり、あるいは看板の形や大きさを変えたりして、しかも市全体で統一がとれている、訪れる人にわかりやすい道案内をすべきと思います。それに歩いて、あるいは自転車で市内の観光めぐりをする人にとっても、ハイカーにとっても案内標識はまだ不十分であると考えております。

それから、ここで回答を求める形にしておりますけれども、ここはちょっと省略いたします。

それから、次の質問でありますけれども、駅前には大体大きい案内地図があります。道路沿いにはほとんどありません。もっとも、道路沿いに案内地図を設置するには、それを見るための相応の駐車スペースが必要であり、両方合わせれば、費用も高額になると思います。

しかしながら、例えば広い駐車スペースを持っているコンビニ等の一角を借りて、案内 図を立てる、あるいは笠間市が借りている荒巻駐車場とか、ああいう駐車場、こういった ところに案内図を立てれば、コンビニなどにとっても客の誘致に役に立つことかと思いま す。

現在、観光客は鉄道利用者よりも車を利用した人の方がはるかに多いのではないでしょうか。このようなことを考えれば、道路の案内図ももっと充実すべきと考えますが、いかがでしょうか、回答をお願いします。

〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。

○都市建設部長(竹川洋一君) 案内板の設置でございますけれども、駅前の案内板に似たような物を大きなコンビニとか、大きい駐車場とかに設置ができないかというご質問でございますけれども、マイカーでの来訪客のために、コンビニ等で大きい駐車場がございますけれども、外来者用の案内板を設置するというご質問でございますけれども、現在マイカーで来訪される方の対応といたしまして、コンビニやガソリンスタンド等に現在はご協力をいただきまして、店内に笠間市の情報コーナーとして、笠間観光案内や地図またはイベント情報等の資料等を現在置かせていただいている状況でございます。

今後につきましても、関係者の協力をいただきながら、引き続き誘導等の案内しやすい 資料等置かせていただいて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

〇議長(小薗江一三君) 鈴木(裕)君。

**○10番(鈴木裕士君)** ただいまの回答からいきますと、ガソリンスタンド、ここに置いてあるのは私もときどき見ます。ただ、コンビニに置いてあるというのは初耳といいますか、初めて聞くし、私も気がつきませんでした。実際、コンビニでの利用状況どうなのか、質問したいですけれども、これは結構です。

私が設置すべきではないかと提案がてらの質問をしたのは、まず、先ほどの看板と同じように、縦横二、三メートルぐらいの案内板でありまして、場所を借りるに便利で、外部からの来訪者にも大変役に立つと思っていますので、これも前向きにご検討をしてください。

それから、最後の質問でありますけれども、笠間市は合併後既に8年近くになろうとしております。私は市議会議員の立場から、住宅地図を広げることが多いのでありますけれども、年齢の影響もあり、いまだに地域の名前を十分に頭に入っておりません。実際の地域と地名が一致しないところが数多くあります。市内を走り回っていても、ここが何という地名なのか、何という町名なのか、不明なところが数多くあるのであります。

電信柱に巻きつけた企業広告、看板、この下に地区名が掲載されているものがあります。 また、道路の号数を表示した高さ2メートルぐらいの標識、これには地区名が記載された ものがあります。

しかしながら、これらは文字が小さくて読みにくかったり、数が非常に少なかったりで、 余り役に立ちません。そこで提案を兼ねた質問でありますけれども、市内の各地区につい て、特に民家が多く存在する場所について、大字名、あるいは地区名、これを表記した柱 といいますか、看板といいますか、このような標識を立てるべきと思いますが、いかがで しょうか、回答をお願いします。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- **〇都市建設部長(竹川洋一君)** 市内各所に地区名の表記をしたらいかがでしょうかというご質問でございますけれども、地区名の表記につきましては、合併前に旧市町におきまして、笠間市が市街地に町名の由来という表示柱を24カ所ほど設置しております。

また、旧友部町が地名表示柱として60カ所に設置しておりますが、現在旧岩間地区では 設置をされてない状況でございます。

今後は設置の必要性等について、協議をしてまいりたいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 鈴木(裕)君。
- **○10番(鈴木裕士君)** 確かにおっしゃるように、友部地区の大部分、それから笠間地区の一部については、あれは大字名なのか、町名なのか、私もはっきりわかりませんですけれども、背丈ぐらいの標識が立っていますし、笠間地区にも小さい物が立っております。

友部地区についてなんですけれども、いつごろ立てたのか私にはわかりませんけれども、 頭部分に菊の花をデザインした標識といいますか、看板といいますか、立っています。

ところが、日の当たる所に立っている物、こういったものを中心に、ほとんどが色あせて、昼間のあんどんみたいな状態になっております。よほど注意しないとわからない状態であります。塗りかえる考えはないでしょうか、回答をお願いします。

- ○議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- ○都市建設部長(竹川洋一君) 友部地区に設置してある地名表示の支柱について、一部 色があせていて見づらくなっているという状況で、塗りかえる考えはあるのかというご質 問でございますけれども、友部地区の地名表示板は旧友部町におきまして、平成9年にふ るさと意識の向上と来訪者へのイメージアップを図るために、茨城県市町村振興事業費補 助金を活用いたしまして、友部町のイメージアップサイン事業として設置をされたもので ございます。

合併の際には、町章部分を新市の市章にやはりかえた経緯がございます。ご指摘のように、年数の経過によりまして、色あせ等も見受けられますので、今後は経年劣化等の状況を見ながら、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 鈴木(裕)君。
- ○10番(鈴木裕士君) 岩間地区においては地区名を表示する標識はほとんどありません。それが岩間地区の町政の歴史というものだといわれればそのとおりかもわかりません。私はこれまでの一般質問で、岩間地区だけを優遇すべきというような発言はほとんどしてきておりませんでした。ここでエゴイズムを出すわけではありませんですけれども、地域振興のためとして、ボートピアから毎年入っている四、五千万円のボーナスがあります。これは一般財源となっております。納付者の気持ち、納付者といいますか、寄附者、それ

に地域の人たちが期待していた分の半分くらいは、地域振興策がはっきり見える形、つまり他の地区におくれをとっている地区表示の標識建立に使ってもよいのではないかと思うのでありますけれども、お考えをお聞かせください。

- 〇議長(小薗江一三君) 都市建設部長。
- **〇都市建設部長(竹川洋一君)** ただいまのご質問で、地域振興のためのボートピアから入っている財源を使ってはいかがというご質問でございますけれども、ポートピア岩間の環境整備協力費の趣旨と目的につきましては、企業団の地域貢献の一環といたしまして交付されているものと認識をしております。協定書が締結された当初から、この環境整備協力費は一般財源としておりまして、特に使途は定めず、まちづくりの貴重な財産として活用をさせていただいているところでございます。

今後は、岩間地区への設置に当たっては、市内に混在する案内表示板等との整合性を考慮するとともに、費用対効果なども検証いたしながら、笠間市にとって有益な方法を模索していきたいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 鈴木(裕)君。
- **○10番(鈴木裕士君)** 最後の発言であります。せっかく観光都市を標榜しておりまして、たくさんの観光客に来ていただくことを期待しているのであれば、鎌倉や横浜あるいは倉敷のような一流観光地と同じようにとは申しませんですけれども、わかりやすい標識、丁寧な道案内となる案内標識を立てることが客を歓待する心のあらわれでもあります。外部からの来訪者のためにお金を使うことは、案内標識の充実は商品に考えれば、にぎわいのあるまちづくりの一環であります。

先ほどから回答を聞いていますと、検討するがほとんどでありました。お役人の検討するは言い逃れの言葉もいわれております。言い逃れではなく、訪れてよかったと思えるまちづくりのために、前向きな検討をお願いします。

先ほども述べましたように、たくさんのお金をかけなくてもできると思います。ぜひと もウエルカムの心を形にしていただくようお願いして、私の質問を終わります。

〇議長(小薗江一三君) 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

**〇市長(山口伸樹君)** 鈴木(裕)議員の質問に対して補足をさせていただきたいと思います。

笠間市全体には多くの方々が訪れる観光施設や旧所名跡がございます。また、市民の方々が利用する、外部の方々、市外の方々も利用するいわゆる公共施設、スポーツ施設等々もあるわけでございます。

私としては、地区ごとにどうのこうのなくて、笠間全体として外部から来る方々にわかりやすい案内板の標識、表示というのは検討していかなければならないのかなということは思っております。

ただ、どこまでやるのか、どのくらいの施設まで案内板を標識に載せるのか、さらには 国がやるべきものなのか、県がやるべきものなのか、我々市がやるべきものなのか、費用 負担はどこに求めるのか、さらには景観とか、さらにはおもてなしの心というお話がござ いましたが、今東京はオリンピックに向けて外国語表示というものをやっております。そ ういうものも笠間に必要なのか、いろいろな角度からやっぱりやっていく必要があるので はないかなと思っております。

ただ、そういうものをやるのには、簡単に、ただわからないから、どこでもいいからわかるようにちょっとつけちゃえよということではないと思いますので、そういう全体の中を含めてよく検討はしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長(小薗江一三君) 鈴木裕士君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。3時20分より次の会議を開きます。

午後3時10分休憩

#### 午後3時21分再開

〇議長(小薗江一三君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

**〇13番(石松俊雄君)** 13番市政会の石松でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問を行います。通告に従って一問一答方式で行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、通告1問目のし尿・浄化槽清掃業務の現状と今後について、お伺いをいたします。 10月4日に水戸地裁に提訴された問題についてでございますが、不許可の取り消し訴訟 については、昨日の西山議員の質問でその経過と内容はわかりましたので、「違法な立ち入 り検査による損害金300万円」を求める訴訟について、経緯と内容をわかりやすくご説明を ください。

〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

**〇市民生活部長(小坂 浩君)** 13番石松俊雄議員の質問にお答えいたします。

違法な立ち入り検査による損害金300万円に対する訴訟の内容についてということでございますが、私どもは違法という認識はございませんので、その前提の上に立って説明をいたします。

3カ月の間に5回の立ち入り調査を殊にしたことでありますが、廃棄物の処理等に関する苦情による現地確認のためと、市内の一般廃棄物中間処理施設を6カ所一斉立ち入り実施したものと、県との合同立ち入り検査を実施したものであります。

- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** 経緯と内容についてということですが、今のは経緯と内容なん

ですか。

- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** ご存じのように、この件は今係争中でございますので、 これ以上は現在ではお答えできかねますので、その辺をご理解いただきたいと思います。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** なぜ答えていただけないのか理解はできませんので、理解ができる説明をしてください。この苦情による立ち入り調査ということですけれども、この苦情の中身というのはどういう中身なんですか。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** 苦情通報による現地調査でございますが、これは匿名による一般の方からの電話による苦情通報でございます。
- ○議長(小薗江一三君) 苦情の中身ね、もう1度石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** 時間がなくなってしまうので、苦情の中身を聞いているんですが。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** 騒音やにおい等の苦情でございます。
- 〇議長(小蘭江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** その苦情に対する立ち入り調査の結果、調査の内容については どういう内容だったんですか。結果も教えてください。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(小坂 浩君) 特に異常は認められませんでした。
- 〇議長(小蘭江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** これ、さっぱりわからないですよね。どうしてこれが違法な立ち入り調査で300万円の損害賠償になるんですか。これ、何ですか、さっぱりわからないですよ。ちゃんと説明してください。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** これは先ほど申し上げましたように、私どもは違法とは思っていないんですが、それを不服として提訴されたものでございますので、ちょっとそれ以上はお答えしかねますので、先ほども申し上げましたように、ご理解のほどをお願いしたいと思います。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** それ以上というのはどういう意味なんですか、これは。ここで答弁すると、何か裁判に支障があるんですか。それとも裁判所の方から、あるいは弁護士の方からここで答弁しちゃいけないという話でもあったんですか。
- 〇議長(小蘭江一三君) 市民生活部長。

- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** 今ご質問なさっている内容はまさに裁判にかかわることでございまして、弁護士とも協議させて、このような対応にさせていただいております。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **○13番(石松俊雄君)** ということは、この訴訟の中身についてではなくて、市民の苦情がどういったものだったのか、その苦情に対してどういう調査をやったのか、これ、訴訟と関係ないですよね。どういう行政をやったのか、行政執行したのかということを私は聞いているわけですよね。これも答弁できない、お話ししていだだけないということですか。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** それは提訴によって、原告の方で違法性等を主張していますので、現段階ではお答えしかねます。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **○13番(石松俊雄君)** 違法じゃないんでしょう。私が違法と言うのは、かっこつきの 違法で言っているんですよね。相手が言っている違法でしょう。私たちは違法なんていう ことではないんでしょう。正々堂々と説明できるじゃないですか。なぜできないんですか。
- ○議長(小薗江一三君) 環境保全課長笹ノ間 宏君。
- ○環境保全課長(笹ノ間 宏君) 3回の苦情の整理がありまして、まず第1回目の方については、産業廃棄物処理の作業をしているらしいという市民からの通報がありまして、その通報に基づきまして現地の調査をしてきました。

また、再度そういう、2回、3回もありましたけれども、そういった騒音それと悪臭、 そういうものがあるという情報をもとに、現地の方を確認してきた次第でございます。以 上です。

- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** それでどういう調査を行ったんでしょうか。私が聞いている範囲で申し上げますけれども、相手に対して事前に通告をして調査に入ったのか、それとも抜き打ちで調査に入ったのか、その辺について教えてください。
- 〇議長(小薗江一三君) 環境保全課長。
- ○環境保全課長(笹ノ間 宏君) その情報、電話等の連絡がありまして、それで現場の 方を確認して調査してまいりました。以上です。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **O13番(石松俊雄君)** 質問に答えてないですよね。また同じ質問をさせるんですか。 事前に通告して入ったのか、抜き打ちで入ったのかというふうに私はお聞きしたんですけ ど。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** 事前に通告はしてございません。

- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** 抜き打ちで入ったということですね。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** そういうことでございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **○13番(石松俊雄君)** はい、わかりました。これについては裁判の係争中ということですから、詳しいことはお話ししていただけないんでしょうけれども、これ、裁判の係争が終わったら、確認をしたいんですけど、苦情の中身だとか、どういう調査をやったのかとか、苦情の中身の調査の結果どうだったのかということは説明をしていただけるんですか、裁判が終わったら。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(小坂 浩君) そのような考えでおります。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** わかりました。裁判の行方を見守りながら、また再度質問をさせていただきます。

それから、もう一つの不許可処分の問題についてでございますけれども、昨日の西山議員の質問に対するご答弁で、不許可にした理由は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、笠間地区は1社として実施計画に含んでないので、不許可処分にしたというふうに言われております。そして、不許可がわかっているのに、なぜ許可申請を受け取ったのかという西山議員の言及に、市民生活部長は、「私は許可申請が出たら、受け取らざるを得ないと思う」、そういう答弁しかされませんでした。

私は、これ、法的根拠をきちんと説明していただかないと、納得できないですね。この場合、私の認識でいきますと、行政手続法第7条の規定がございます。これは市民から日時が守られて、形式がきちんと整っている申請書類が出されたら、これはどんな理由があっても、行政は受け取らなきゃいけないし、その時点から審査を開始しなければいけない、そういう義務が生じるとこの7条には書かれているんですね。これに基づいて受け取らざるを得なかったんじゃないですか。生活部長が受け取らざるを得ないと思ったかどうかは別です。こういう法的根拠に基づいてやったんだということを、これでいいんでしょうか、これ、確認をさせてください。

それからもう一つ、西山議員は全く的を得た指摘をされています。許可されないのがわかっても申請したのは、不許可の理由が申請者が納得がいかなかったからではないか。そこが問題じゃないかという指摘であります。だから今回の訴訟につながったんだと私は思うわけですけれども、ここの問題ですね。申請者に対してどういう説明をされたのか。この中身についてもお聞かせください。

〇議長(小蘭江一三君) 市民生活部長。

〇市民生活部長(小坂 浩君) まず、許可申請の根拠ですけれども、これは廃掃法と、 廃棄物処理法と、それから浄化槽法をあわせて、笠間市廃棄物減量及び処理に関する条例 に基づいて処理しております。

申請者にどのような説明をしたかということでございますが、笠間地区は1社でやっておりますので、ちょっとなかなか認められないというようなことでお話ししてあります。

- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **○13番(石松俊雄君)** まずですね、同じ質問何回もしているんですよ。ちゃんと答えてくださいよ。その法的根拠については行政手続法第7条の規定に基づいてやったということでいいんですか。これ、大事なことですよ。あなた行政マンでしょう。ちゃんとここは答えてください。

それから、もう一つは、これ、説明何ですか。どういう説明したんですか。これじゃあ、 私が申請者だって納得いきませんよ、こんなの。こんなの説明になってないじゃないです か。もう1度お聞きします。どういう説明をされたのか、きちんと答えてください。

○議長(小薗江一三君) 暫時休憩をいたします。3人来て、ちょっと。

午後3時34分休憩

午後3時34分再開

- ○議長(小薗江一三君) 休憩を解き、会議を開きます。 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** 先ほどの根拠は行政手続条例の第7条でございます。 それと、先ほども申し上げたんですが、以前にも2回ほど許可申請を原告の方は出して おりますので、その内容についてはあえて説明するまでもなく理解していただいたと思っ ております。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **○13番(石松俊雄君)** 部長が理解してもらったかどうか、どう思ったかってお聞きしているわけじゃないんですよ。申請者に対して、行政の責任者として、担当の責任者として、どういう説明をされたんですかということをお聞きしているんです。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** それは申請者が必ず申請をするということでありますので、それ以上理解を求めることでもないと感じておりました。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **○13番(石松俊雄君)** もう、らちが明かないのでお聞きしますけれども、きのうの西山議員の質問の中で部長が言われたのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、 笠間地区は1社として、実施計画に含んでないので不許可にするというふうにおっしゃったんですね。こういう説明を申請者に対してもされたんですか。

- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** 実際は、先ほど申し上げましたように、これまでも何度 か許可申請を出しておりまして、その部分は十分理解しておると思ったし、何をおいても 必ず出すという感じでございましたので、特別、説明は今回はしておりません。ただ、当 然その趣旨のことは言いましたが、それ以上の、出す、出さないでの議論はございません でした。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **○13番(石松俊雄君)** 何となく私は訴訟したくなりますよね、こういう説明だと。だれがやったって訴訟するんじゃないですか。これは訴訟の中身じゃなくて、行政の窓口の対応に問題があるんじゃないですか。これは西山議員の指摘、全くそのとおりじゃないですか。これについて、だれも責任取らないんでしょう。窓口に私は責任があると思います。西山議員も指摘していることです。このことに対する見解はどうなんですか。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** 私が申したことは先ほど述べたことでありますし、申しわけないですけども、やはり今係争中なので、この部分は当然裁判でも出てくると思いますし、この場ではちょっとこれ以上の答弁はご容赦願いたいと思います。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** まあ、ご容赦したくないですね。したくないですよ。しかし、これ以上やっても時間がなくなってしまいますので、角度を変えて質問をさせていただきます。

それではですね、今回の訴訟問題、これは簡単に言えば、新規参入したいんだけどという要望について不許可にされたという、そういう不服ですよね。こういう声が出ている。 こういう問題が起こっている。

あるいは、現在し尿のくみ取り運搬をやっていただいている業者からは、新規参入をさせないでほしいという、そういう要望も上がっている。

あるいは、市民からたくさんの苦情が出ていて、笠間地区は1社に限定されているから、 競争原理が働かないから、料金が高くなっているんじゃないか、こういう声も出ています よ。

こういう状況に対して、どういう対応をされ、何でこういう状況が起こっているという ふうに担当課は考えられているんですか。その辺についてお答えください。

- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** ただいま石松議員がおっしゃるように、確かに苦情等も ございます。これは1社による弊害があることも否定できないと思います。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- O13番(石松俊雄君) それは一つですよね、私が言った。笠間地区で1社で競争原理

が働かないからという声に対するご答弁なんでしょうけれども、さっき言いましたよね、 現状のし尿・くみ取り運搬をやっていただいている業者からは新規参入させないでほしい という要望が出ている。一方では、1社で競争原理が働かない。一方では、今回の訴訟の ように、新しく入りたいという声が出ている。こういう矛盾するような状況に何でなって いるのかということを私はお聞きしているんですよ。このことに対する見解をお聞かせく ださい。

- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(小坂 浩君) 矛盾というのはどういう角度からおっしゃっているのかわからないんですが、25年度は笠間地区は1社でという方針で決めましたので、それに基づいて処理実施計画をつくって、それを不許可の理由としてありますので、私どもとしては方針どおりの対応をしているつもりでございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** それではもう一度お聞きします。何で笠間地区1社にしているんですか。この中身、何でしているかという理由言ってください。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(小坂 浩君) これは、平成24年度までは2社に許可を出していたんですが、22年度に1社が廃業しましたので、その後の新たに許可を出していないということでございます。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **○13番(石松俊雄君)** もう堂々めぐりになるのであれですけど、何で許可を出さないのかということですよ。1社にしている理由がきちんと明確じゃないじゃないですか。だからこういう訴訟問題が起こるんじゃないですか。違うんですか。何でここはっきり言わないんですか、1社にしている理由は。

それと、こういうような状況にならないようにするために、昭和50年、かなり前ですけれども、国では下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、合特法と省略して言うんですけれども、こういう法律が国ではつくられているんですね。こういう状況になっている。私はこの合特法に基づいた対応をすべきだと思うんです。この合特法に対する市の認識についてお聞かせください。

- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(小坂 浩君) ただいま議員が言われる合特法は、下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、これを合特法と申すわけでございますが、下水道整備等による著しい変化を生じることとなる一般廃棄物処理業等について受ける著しい影響を緩和し、経営の近代化及び経営の適正化を図るための計画を策定し、業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とした法律と認識しておりますが、これは著しい環境変化、つまり、くみし尿のくみ取り浄化槽の引き抜きが、

量が著しく減量して業を圧迫するような状況と認識しております。

- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** 法律に対する認識はそれでいいんですけれども、笠間市についてそれを適用する、あるいはそれに基づいた対応をするということについてはどういうご認識なんでしょうか。
- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **○市民生活部長(小坂 浩君)** 先ほど私が最後に申し上げた、著しい変化に対応するということがこの法律の趣旨でございますので、現段階では、笠間市は公共下水道の整備あるいは農業集落排水の普及状況と人口の推移を踏まえた場合、この合理化事業計画の必要性は感じてございません。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **○13番(石松俊雄君)** 合理化事業計画をつくれということを私は言っているわけではなくて、著しい変化、激変がないから、この合特法の適用は笠間市では必要ないという、そういう理由なんだろうと思うんですけれども、この合特法が出てきた背景というのは、要するに笠間で言いますと、生活排水ベストプランというんですか、この生活排水については、公共下水道と農業集落排水と合併処理浄化槽ですか、この三つでやっていくということですよね。農業集落排水も公共下水も、きのうのどなたかの質問の答弁で、8割いってなかったというような話がありますよね。これはどんどんどんとだん上げていきましょうという、そういう計画になっていますよね。でも、おのずと、公共下水道接続が高まっていく、あるいは農業集落排水事業が整備をされていくとなれば、合併処理層、数少なくなっていきます。仕事がなくなっていくというのは、当たり前、だれが見てもわかることですよね。

しかも、笠間市の人口増加エリアというのは、公共下水道が整備されているところが大体かぶっていますよ。オーバーラップしていますよ。こういうところで、今し尿のくみ取り運搬業務をやっている仕事というのは、これから仕事量というのは減っていかざるを得ないわけですよね。こういうことに対する把握だとか、こういうことについて、現在くみ取り、それから運搬業務をやっていただいている事業者との話し合いとか、そういうことについては問題意識をお持ちなんでしょうか。それとも今までそういうことをやってこられたんでしょうか。

- 〇議長(小薗江一三君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(小坂 浩君)** 業者との話し合いをやっているかといいますと、それは 経営等についての話し合いは持ってはございません。

それから、下水道、農業集落排水の整備ですが、昨日上下水道部長の方からもあったんですが、実際の推移からいくと、あと3年ぐらいでも7%の伸び、15年先としても15%の伸び、現在が51%でございますので、15年先になるとわからないんですが、当面は著しい

変化は起きるような予測にはなってないと考えています。

- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **○13番(石松俊雄君)** その著しい変化の予測をお聞きしたいわけじゃなくて、要するに生活排水ベストプランと連携をした汚水のくみ取り・運搬業の仕事量ですね、これがどういうふうに変化をしていくのかということについて、担当部署としてきちんと把握をされているのかということなんですよ。その把握に基づいて、今その仕事をしていただいている業者の方々とお話し合いをしたりとか、そういう業者の方々にきちんと説明をするとか、そういうことをやられてきたんですかということをお聞きをしているわけです。
- ○議長(小薗江一三君) 暫時休憩をいたします。

午後3時47分休憩

午後3時48分再開

○議長(小薗江一三君) 休憩を解き、会議を開きます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

**〇市長(山口伸樹君)** 私の方からですね、今までの経過含めて補足をさせていただきたいと思います。

今回の訴訟については、私どもは裁判を通じて、私どもの考え方、そういうものをしっかり訴えていきたいなというふうに思っております。ただ、裁判になったことについては 真摯に受けとめていきたいと思います。

まず、石松議員からの質問にあった立ち入りについてでございますが、改めて申し上げますと、茨城県との合同による立ち入り検査を1回しました。さらには市内廃棄物処理業者の巡回立ち入り指導ということで、市内すべての業者に対しての指導をさせていただきました。それと、先ほどありましたように、苦情通報による現地確認ということで、3回ほど実施をさせていただいたところでございます。

それらの細かい内容につきましては、裁判の過程でもきちんと説明をしていきたいと思いますし、結果が出た中で改めて経過についてはご報告をさせていただきたいなと思っております。

今まで原告の業者さんからは、申請は3回ほど出ておりました、し尿処理の。2回とも申請は受け取っております。今回も行政手続きに基づいて申請を受け取ったところでございますが、先ほど来ありますように、毎年度計画づくりをしております市廃棄物処理計画書、この25年度版に基づいて、そこには1社業者名を指定しておりますので、私どもとしてはそれらに基づいて不許可の処分をさせていただいたところでございます。

過去には、22年度の末ぐらいまで、たしか2社でし尿処理のお願いをしてきたところが ございますが、1社が廃業になって、それ以降については、23、24、25については1社で 行っております。

理由については、やはり公共下水道の整備、また笠間地区が人口減少が著しいということが理由の一つでございます。

現在1社で行っている業者については、担当者の態度が横柄であるとか、料金の説明が 足りないとか、そういう苦情はいただいておりまして、業者の方をそこは何度もきちんと しっかり指導はさせていただいているところでございます。

そういう中で、現在の3社からは現体制を維持してもらいたいというような要望も9月 に私どもの方に届いておるところでございます。

そういう状況の中で、今石松議員から質問のございました市の方向性についてでございますが、し尿処理業者との話し合いは、今後の業者の経営状況等について、笠間市の生活排水プランの推移等含めた中での話し合いについては、現在はしておりません。

私どもとしては、今後はそういうことも、やっぱり業者から話し合いといいますか、現 状の意見については聞かせていただきたいなというふうに思っております。以上です。

#### 〇議長(小薗江一三君) 石松君。

**○13番(石松俊雄君)** 市長からご丁寧なご答弁をいただいたので、これ以上言いませんけれども、最後に市長が言われました生活排水プランに基づく、リンクをした汚水処理計画等を明確にして業者の方と話し合いをしていただかないと、参入する、参入しない、参入しないでほしい、こういう意見が交錯をしてしまいます。

市長、本当にきちんとおっしゃられたんですが、公共下水道が整備されていけば、仕事 が減っていく。それから人口減少という、こういう問題もあります。

そういうさまざまな問題について、きちんとやっぱり業者の方ともお話し合いをし、業者に対してどういうふうに仕事量が推移していくのかということを説明をする説明責任も行政にはあるわけですよ。この説明責任について裁判で問われたときに、これは逃げることはできないんですね。

今回の訴訟の問題についても、この訴訟に勝つためにも、ここは明確に姿勢をしていただかないと、私は困ると思っています。こういうところをきちんと押さえて、担当課、担当所管についてはやっていただくということをきちんとお願いをしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、2問目の「笠間学校給食配送及び回収業務の委託」に関する入札中止と入札制度 改革について、お伺いをします。

笠間学校給食配送及び回収業務、11月7日に予定されておりました笠間学校給食配送及び回収業務の委託の指名競争入札が中止となり、12月20日に一般競争入札で執り行われることになりました。

市への談合情報があり、事情聴取を実施した結果、談合事実特定の確認にまで至らなかったので、笠間市建設工事等入札参加業者選考委員会を開催して、一般競争入札で実施す

ることになったという経緯はお聞きをしております。

その談合情報とはどういう内容だったのか、そしてそれに対してどのような調査が行われ、なぜ競争入札での執行になったのか、理由をご説明ください。

〇議長(小薗江一三君) 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

〇総務部長(阿久津英治君) 13番石松議員の質問にお答えいたします。

談合情報とそれに対する市の対応とのご質問でございますが、先ほど議員がおっしゃられましたように、11月7日に入札執行予定でありました25笠給第7号 笠間学校給食配送及び回収業務委託において、入札前日の11月6日の午前、入札指名した11社の中の1社から入札に関する情報が寄せられました。

その内容と申しますのは、10月29日に入札に参加しない第三者が、入札参加予定業者、 情報提供者ですね、の事務所を訪れまして、「入札金額を調整してほしい。話がついている。 後で電話連絡する」など、談合ともとれる話をもちかけられたということでした。

談合情報が市に寄せられた場合の市の対応としては、先ほど議員がおっしゃられましたように、笠間市談合情報対応取扱要綱に基づきまして、情報が寄せられた当日の11月6日に笠間市建設工事等入札参加業者選考委員会を開催しまして、談合情報の取り扱いについて審議いたしました。

その結果としましては、入札参加業者からの情報提供があったことを考慮し、入札の延期と情報の事実確認のため、事情聴取の実施を決めまして、11月12日に入札参加業者及び関係者から事情聴取を行いました。

事情聴取の結果をもとに、翌日の11月13日に再度選考委員会を開催しまして、入札の中 止を決めたものでございます。以上でございます。

## 〇議長(小薗江一三君) 石松君。

○13番(石松俊雄君) 今のお話は全協でもお聞きしているんで、2度聞くことになるんですけれども、全協の中で私が質問したことできちんとお答えいただけなかったことがございます。一つは、第三者の介在、この第三者という人が、笠間で部長をやられた笠間市の職員の退職者であるというふうに私はお聞きをしています。この方が本当にやられたのかどうかということは別にしましても、あるいは全協のときにも申し上げましたけれども、公務員倫理法に抵触するかどうかは別にしましても、そういう誤解をとるような行動を、私はとるべきではないと思うんです。そういう行動をとったということに対して、毅然とした態度で行政は何かやられたのかどうか、そこを一つお聞かせをいただきたいということが一つです。

もう1点は、この指摘は私が全協の中でしたわけではありません。大関議員がされたことなんですけれども、結局指名競争入札をやめて、一般競争入札を日にちを変えて実施をする。本来、談合の疑惑があるときは、その疑惑の対象となる業者を外して、新たに入札

をやるというのであれば、それは新たに入札をやり直すこと、意味はあるけれども、これは指名競争入札がただ一般競争入札に変わっただけであって、疑惑のある業者は全部また次の入札にも参加できる、こういうことで問題解決になるんですか、意味があるんですか、こういう質問がありました。私も全く同意見でございます。このことについてはどのようにお考えなのか、ご説明をください。

- 〇議長(小薗江一三君) 総務部長。
- ○総務部長(阿久津英治君) 市として毅然とした態度をとったかということでございますが、当然退職した職員につきましては、先ほど倫理の話がございましたが、罰則等で公務員の在職中に知り得た義務等を漏らした場合は、当然公務員法に違反、抵触しますけれども、罰する規定はないのが現状でございます。

当然、私どもも市の職員であった者がそういったことをすべきではないと思いますし、 当人も非常に軽率な行為だったということは反省しております。そういったことで、特に 罰則規定もございませんので、毅然とした態度といいましても、何か特に第三者に対して 行なったということはございません。

当然、第三者ですので、要綱等に基づいて事情聴取できるという部分ではございませんが、今回の場合については、当然第三者の話を聞かないとわからないという部分がありましたので、あくまでも任意ではございますが、第三者と接触して話を事情聴取いたしました。

- 〇議長(小薗江一三君) 財政課長塩畑正志君。
- **○財政課長(塩畑正志君)** 1度指名競争入札を取りやめまして、次は一般競争入札ということにしたわけでございますけれども、その入札を取りやめたということは市の決定でございまして、今回の情報提供者が入札の参加業者であること、第三者の事情聴取の一部が一致する部分があったということで、中止をしたわけでございますけれども、談合の事実が完全に拭いされないということで中止としました。

参加者が特定されにくくて、入札の透明性、競争性、公平性が確保できる一般競争入札で執行するということにいたしました。ただ、市の方にその関係で登録している業者さんというのは最大で16社という形でなりまして、指名入札の部分と業者さんが重なるという部分はございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **○13番(石松俊雄君)** 重なるから問題解決に、普通に考えて、問題解決にならないんじゃないですかと。別に、中止にして一般競争入札に変えた意味がないじゃないですか。これ、別に延期にしたのと同じでしょ。参加業者がふえただけということじゃないですか。これじゃ全く意味がないと思うんですね。納得ができない。その答弁について納得ができません。

それからもう一つは、こういう問題が起こるということについてなんですけれども、数々

入札制度の改革というのは、市は取り組んでこられています。この入札制度の改革の観点というのは、競争性の確保、それから談合がしにくい、高い透明性というのが一般的にいわれています。そのためには、一般競争入札を拡大して、指名競争入札を廃止をする、あるいは縮小していく、電子入札システムの導入、入札指名停止、罰則の強化ということが一般的に言われているわけですね。電子入札システムの導入だとか、罰則規定はいいとしても、一般競争入札の拡大と指名競争入札の廃止、とりわけこの問題について、どのように認識をされて、今までどういうふうに考えて入札制度の改革を行われてきたのか、ご説明ください。

- 〇議長(小薗江一三君) 総務部長。
- 〇総務部長(阿久津英治君) 再度のご質問にお答えします。

入札制度の見直しですけれども、平成19年度には、談合防止、入札参加者の事務軽減に つながる電子入札を導入いたしました。また、平成20年度には、価格だけでなく、品質と 価格の両方を評価することで公共工事の品質向上を目的とする建設工事総合評価落札方式 を導入いたしました。そして、平成23年度には、ダンピング防止のため、低入札価格調査 制度の見直しと建設工事最低制限価格制度を導入いたしました。

しかしながら、今回のような談合情報が市に寄せられてしまったことも事実でございます。日々の改善に向けて進めているところではございますが、今後においても、より一層競争性、公平性、透明性は公の入札の大原則であります、そういったものの確保ができる入札制度になるよう改善に努めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** 一般競争入札にしたということについてはもう無視なんでしょうかね。私、納得できないというふうに申し上げたんですけれどもね、これはどうなんでしょうか。

それから、総合入札方式の総合評価落札方式の導入についてなんですけれども、これも3年前に私はこれは、観点は違ったんですね、ワーキングプアの問題で公契約条例の導入とあわせて質問をさせていただいております。そのときも価格だけではなくて、品質と価格という両方の面から、この総合評価落札方式というのは大変有効だということ、低入札価格調査制度、あるいは今申し上げた総合評価落札方式がダンピング対策として有効だという認識は、当時の総務部長と私の認識は一般質問の中で一致をしたんですね。

総務部長はその中で、今後競争性にそぐわない範囲での低入札制限価格の導入だとか、 総合評価落札方式の対象を建設工事だけでなく、業務委託等についても拡大をしていくこ と、さらには総合評価方式の評価項目に、厚生労働基準、環境への配慮、男女共同参画の 推進、福祉への理解という項目を入れることについても、国と県と協議しながら今後検討 していく必要があるという、この認識についても指名されたわけですね。先ほどの鈴木議 員の質問によりますと、役所の言う「検討する」というのは言い逃れだとご指摘もありま したけれども、検討していく必要があるという認識は示されたわけです。

ところが、先日お聞きしましたら、この総合評価落札方式の導入状況というのは年に1件ないしは2件くらいしかないというふうに聞いたわけですよ。そうすると、私が3年前に質問しましたこの内容について、どういう検討が行われてきたのか、基準の見直しの検討だとか、総合評価落札制度をもっと拡大をしていくために、どういう努力をされてきたのか、その辺についてご説明をください。

## 〇議長(小薗江一三君) 総務部長。

〇総務部長(阿久津英治君) 総合評価方式につきまして、評価項目とか、基準の見直しは行われたのかと、そういった趣旨のご質問かと思いますが、評価項目と基準につきましては、案件ごとに設定することになっておりますが、新たに平成22年度から、地元ボランティア育成、消防団員雇用促進の観点から消防団員の雇用、また、税の未納防止の観点から、笠間市民・従業員の個人市民税・県民税の特別徴収の実施の項目を追加いたしました。

今年度においては、24の防安歩道整備工事ですが、それにつきまして総合評価落札方式 にて実施しましたが、担当課である建設課と契約検査室で評価項目及び基準について検討 したものでございます。

評価項目については、昨年度と変更はありませんけれども、企業の同種工事の施工実績、工事成績、配置技術者の保有資格、消防団員の雇用、笠間市民・従業員の個人市民税・県民税の特別徴収の実施の6項目ですが、点数については、消防団員の雇用は1点を0.5に変更し、笠間市民・従業員の個人市民税・県民税の特別徴収の実施は1.0から1.5に変更したものでございます。

それと、前回3年前ですか、答弁の中で厚生労働基準や障害者雇用、男女共同参画についての検討という話がございましたけれども、現在は工事品質の確保の観点から企業の施工能力に着目して評価項目を設定しておりまして、地域貢献や社会性などの項目につきましては、必ずしも工事品目の向上につながるものではないと考えまして、消防団員の雇用、特別徴収の実施の2項目にとどめております。

また、労務単価の反映についてでございますが、申し込み時にあらかじめ当該工事に係る労働者配置計画を出させまして、適正な賃金を支払う旨の申告をし、落札した場合は工事完成後に計画どおりの賃金が支払われたかを確認することになりまして、入札の評価時点では適正な支払いが担保されないまま落札者を決定することとなるという問題があるために、評価項目には設定いたしておりません。

障害者雇用につきましては、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合を評価に加えるということなどが考えられますが、市におきましては、入札参加登録時時点の等級格付けの加算項目となっておりますので、評価項目には設定しておりません。

また、男女共同参画につきましては、笠間市男女共同参画推進認定事業を評価の対象と するなどということが考えられますが、現在21事業者を認定しておりますが、建設業者で は1社が対象となっているのみのために、評価項目に設定しても、評価に差がつかないという結果になることが考えられますので、設定はしておりません。以上でございます。

- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- O13番(石松俊雄君) いろいろ細かいお話になって、難しい話になっているわけですけれども、私がお聞きしたいのは、3年前に、もう1度繰り返しになって申しわけないんですけれども、競争性にそぐわない範囲での低入札制限価格の導入、それから総合評価落札方式の対象を建設工事だけでなく、業務委託等についても拡大していくこと、そういうことをやっぱりやっていくべきだろうと。総合評価方式というのは工事の質、委託業務の質を確保する、あるいは質を上げるということだけではなく、ダンピング対策、それから談合対策にもなるんだというところで、執行部の、当時の総務部長と問題意識は一致をしまして、それで総合評価方式をもっと拡大をしていきますという、そういう話だったんですね。そのために評価項目を検討したり、検討の協議をやったりしますということだったんです。

ところが、先ほど申し上げました3年以上たっています。1年に1件、これは3年前と同じなんですよ。これ、どういうことなんですかということをお聞きしているんです。端的にこの原因について説明してください。

- 〇議長(小薗江一三君) 財政課長。
- **○財政課長(塩畑正志君)** ただいまの委託業務の方に総合評価を取り入れないのかというような話でございますけれども、委託業務は本来行政が担当すべき分野の事業を、行政にはない優れた特性を持った第三者に契約を委ねるという形態でございます。そのため不特定多数の者の参加を募る一般競争入札により、良質な業者を選定することのできる指名競争入札で行うことが最良と考え、指名競争入札で実施をしているところでございます。

現在のところ、総合評価方式は一般競争入札を採用しておりまして、現時点では委託業務について、総合評価方式を取り入れるという考えは現在のところはございません。

- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** いや、なぜ委託業務に拡大しないのか聞いているわけではなくて、総合評価落札方式というのを広げていきますと、簡単に言えば、広げていきますということで、そうだということで認識が一致したけれども、3年前も年に1件、今も年に1件、全然広がってないでしょうと。その広がってない要因は何なんですかということをお聞きしているんです。
- 〇議長(小薗江一三君) 財政課長。
- **○財政課長(塩畑正志君)** 総合評価方式の事務処理の関係もございまして、通常の一般 競争入札と比べまして、17日ぐらい入札に準備がかかりまして、その前にも評価項目の設 定であるとか、そういうことがありまして、もっと時間がかかります。

東日本大震災があった関係、また、経済対策で大変事業が繰り越し、繰り越しになって

おりまして、なかなか総合評価方式を多く取り入れるとなりますとなかなか入札の執行が 進まないという部分もありまして、現在のところは年に1件、2件というような形になっ ております。

近隣といいますか、県内の市町村の状況でございますけれども、やはり1件、2件というか、余り進んでないというのが現状でございます。

# 〇議長(小薗江一三君) 石松君。

**○13番(石松俊雄君)** 答えを私が言うというのも何とも変なんですけれども、3年前に質問したとき、この総合評価落札方式を導入したとき、落札基準を決めるときには学識経験を有する者2名の意見を聞かなければならないと要綱に定められておりますよね。この2名の学識経験者がいわゆる県の評価委員さんですよね。大学教授と県の土木の経験者、この方に工事の案件のつど意見を聞いて決めているというふうにおっしゃっていたんですが、これが変わってないんじゃないですか。だから時間がかかるんじゃないですか。

私はここが一番問題だと思うんです。笠間市というのは、県内で事務委譲率が一番高い、トップクラスなんですよ。要するに、自前で行政やっていくと、県内で一番トップなんですね。そういう意味でもこの評価基準を決める評価委員の方、県に頼るんではなくて、私は笠間市独自できちんとこの評価できるシステム、監視委員会といいますか、そういうものをつくるべきだと思うし、ここをつくらないと、この総合評価落札方式というのは拡大することができないんじゃないですか。

病院の建てかえでPFIが適用できるかどいうかということ、今国の事業を使ってやっていますよね。これ、PFI導入するとなると、ますますそういう体制というのが導入する自治体には求められてくるんですよ。

それから指定管理者制度、これマネジメントサイクル、ようやく1年回ります。これも機能させるためにはこの評価委員会というのが大事になってくるんですね。そういう意味でこの第三者評価委員会、このシステムというのを導入する必要性、導入するする時期に私は来ていると思います。この辺について導入するお考えはないのかどうかお聞かせください。

### 〇議長(小薗江一三君) 総務部長。

○総務部長(阿久津英治君) 入札等監視委員会制度の導入の考え方はあるのかとのご質問かと思います。

入札等監視委員会制度は、入札及び契約の経過並びに契約の内容の透明性を確保するため、第三者機関を設置し、競争参加資格の認定、確認、指名及び落札者の決定の経緯について審査し、不適切な点、改善すべき点があると認めた場合は、市長に対し意見の具申、是正の勧告などを行う機関でございます。

地方公共団体の設置状況は、県や政令指定都市におきましては設置が進んでおりますけれども、政令指定都市を除く市町村の設置率が16.5%にとどまっている状況にありまして、

余り進んでいないのが現状でございます。

笠間市といたしましては、入札制度の見直しをする中で設置の必要性についても考えていきたいと考えております。

- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** 協議して検討すると言ってやっていただけなかったんですよね。 今考えていきたいと思いますということは、これは設置に向けて考えていくということで すから、設置の可能性はあると認識していいんでしょうか。ここ、ちょっと確認させてく ださい。
- 〇議長(小薗江一三君) 総務部長。
- ○総務部長(阿久津英治君) 事務の執行体制もございます。そういった部分、あるいは 入札等監視委員会制度の委員さんに適当な人がどのぐらいいるのかもちょっとわかりませ ん。そういったことも含めまして幅広く検討させていただきたいと思います。
- 〇議長(小薗江一三君) 石松君。
- **〇13番(石松俊雄君)** 人材は豊富にいらっしゃいます。県の退職者もいらっしゃいます。学校の先生もいらっしゃいます。その点で困ることはないと思いますので、これは設置をされると、可能性は大きいというふうに思っています。

事務委任率トップというのは、私ども議員にとっても本当に鼻が高いし、どこに行っても胸を張れることなんですね。ぜひともこの16.5%という数字にこだわらず、やっぱり笠間が先頭を切って入札改革やるんだ、これが山口市政なんだということをぜひ私は示していただきたいなと思います。

それから、この後の質問についてなんですが、残り時間も4分しかございません。4分ではとても質問と答弁をいただくことができません。今回は、この3問目の質問については割愛をさせていただいて、次回の質問に再通告をさせていただくということでお許しを願いたいと思います。よろしいでしょうか。

- ○議長(小薗江一三君) はい。よろしいです。
- **〇13番(石松俊雄君)** 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(小薗江一三君) 石松俊雄君の質問を終わりにします。

#### 散会の宣告

**〇議長(小薗江一三君)** 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は明日開きますので、ご参集ください。

直ちに全員協議会を開きたいと思いますので、全員協議会室の方へご参集ください。

午後4時19分散会

# 地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小薗江 一 三

署名議員鈴木貞夫

署 名 議 員 西 山 猛